

# 第2次 久山町男女共同参画基本計画

～誰もが互いに認め合い、いきいきと輝きあう、元気なまち ひさやま～

令和5年3月

久 山 町



# はじめに

---



私たちが住む久山町では人口が増加傾向にあり、高齢化率は平成29（2017）年をピークに減少を始めていますが、国全体では少子高齢化の進行や人口減社会の到来など私たちを取り巻く環境は急速に変化しており、それらの変化に対応し、活力ある豊かな地域社会を実現するには、男女共同参画社会の実現が大変重要です。

男女共同参画社会とは「性別に関わりなく、人権尊重され、責任を分かち合いながらその個性と能力を發揮できる社会」を言います。

平成11（1999）年6月、男女共同参画社会基本法の施行により、基本理念に基づき地域の特性を活かした男女共同参画社会づくりのため施策の展開が求められるとともに国、地方公共団体、国民の三者の役割や責務が定められました。

久山町では平成30（2018）年より、男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画に対する町民の意識醸成やさまざまな施策、事業に取り組んでまいりました。令和4（2022）年に実施した男女共同参画に関する町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」と回答した人の割合が、平成29（2017）年調査よりも多くなっており、固定的役割分担意識は薄れてきている状況が見られますが、社会通念や慣習、家庭生活、政治の場における男女の地位の平等感については、男性優位と感じている人が多いのが現状です。

このたび、社会情勢の変化やさまざまな関連法の改正、施行に対応するため現在の計画を見直し、第2次久山町男女共同参画基本計画を策定しました。「誰もが互いに認め合い、いきいきと輝きあう元気なまちひさやま」を築くため、町民・事業所・教育に携わる皆様と連携を図りながら取り組んでまいりますので一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました久山町男女共同参画基本計画策定委員の皆様、町民意識調査にご協力をいただきました町民の皆様、ご協力をいただきましたすべての方々に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

久山町長 西村 勝



## ～目 次～

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2. 計画策定の背景 ..... 1

### 第2章 本町を取り巻く環境

- 1. 人口構成 ..... 4
- 2. 町民意識調査からみた男女共同参画の現状 ..... 8

### 第3章 計画の基本的な位置づけ

- 1. 計画の基本理念 ..... 15
- 2. 計画の性格 ..... 15
- 3. 計画の期間 ..... 15
- 4. 計画の基本目標 ..... 16
- 5. 計画の体系 ..... 17

### 第4章 計画の基本施策と具体的施策

- 目標1 男女共同参画の意識づくり ..... 18
  - 1 男女共同参画についての意識啓発 ..... 18
  - 2 教育・学習の推進 ..... 20
  - 3 家庭生活における男女共同参画の促進 ..... 23
- 目標2 男女共同参画のまちづくり ..... 25
  - 1 政策・方針決定過程への女性の参画推進 ..... 25
  - 2 地域及び防災における男女共同参画の推進 ..... 27
  - 3 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 ..... 29
- 目標3 誰もが能力を發揮し、活躍できる環境づくり  
(※久山町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画) ..... 31
  - 1 働く場における男女共同参画の推進 ..... 31
  - 2 仕事と家庭が両立できる環境の整備 ..... 34
  - 3 農林・商工業等の自営業における女性が働きやすい環境の整備 ..... 36
- 目標4 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり ..... 38
  - 1 生涯を通じた健康支援 ..... 38
  - 2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (※久山町配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画) ..... 40

### 第5章 計画の推進にあたって ..... 44

## 資料編

○久山町男女共同参画基本計画策定委員会への諮問書.....	45
○久山町男女共同参画基本計画策定委員会からの答申書.....	46
○久山町男女共同参画基本計画策定に係る策定経過.....	47
○久山町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿.....	47
○久山町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱.....	48
○男女共同参画社会基本法.....	50
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	52
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	58

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、一人ひとりが互いにその違いを理解し、相手の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる社会のことであり、多様な価値観を認め合うことができる社会でもあります。現在の日本社会は、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域コミュニティの変化、経済社会のグローバル化及び経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、社会情勢が急速に変化を遂げています。その諸問題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が求められます。

実現に向けては、一人ひとりの人権を尊重し、かつ、母性保護を行いながら仕事と家庭、地域生活の両立ができるような環境を整備し、女性自らが積極的に社会に参画できるよう環境を整えることが重要です。一方、夫婦間や恋人間でのドメスティックバイオレンス（DV）やセクシュアルハラスメントなどの暴力は恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題です。性別に関わらず個人が「自分らしく」生活し、なおかつ意欲と能力が活かされる社会を目指して家庭、職場、地域等様々な分野にある諸課題を解決するための施策を行う必要があります。

## 2. 計画策定の背景

### （1）世界の動き

国際連合は女性の自立と地位向上を目指して、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、同年開催された「国際婦人年世界会議」では、各国の取り組むべき施策の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和 54（1979）年には女性の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW、女子差別撤廃条約）を採択し、様々な女性の人権擁護と男女平等の実現に向けた取組を展開しています。その後、平成 7（1995）年に北京で開催された国連の「第 4 回世界女性会議」において、「女性の権利は人権である」と謳われた「北京宣言」及び平成 8（1996）年までに各国が行動計画を策定するよう求めた「行動綱領」が採択されています。平成 23（2011）年に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。平成 27（2015）年は「北京宣言及び行動綱領」が採択されて 20 周年を迎え、「第 59 回国連本部における女性の地位委員会」が開催されました。同年に第 70 回国連総会で「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 の世界的目標が示されました。

### （2）国の動き

日本国内では、昭和 50（1975）年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52（1977）年には「国内行動計画」が策定されました。「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、昭和 60（1985）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法という）が成立し、平成 8（1996）年には「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 11（1999）年には「男女

共同参画社会基本法」など男女共同参画に関する法律や計画が、施策の実現に向けて整備されました。平成 12（2000）年には、男女共同参画基本計画」が策定され、平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法）」が制定され、さらに、平成 15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」も成立し、女性の権利擁護や子育て支援に対する法整備が行われました。平成 19（2007）年には、男女共に家庭と職業の責任を担うことを可能にする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が制定され、その後、平成 30（2018）年に労働時間法制の見直しなどを定めた働き方改革関連法が施行され、多様な仕事の仕方が実現できるよう法整備が強化されています。また、平成 27（2015）年には「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 28（2016）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下女性活躍推進法）」の施行に伴い、雇用主が女性の活躍を推進することが義務付けられました。平成 30（2018）年「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、意思決定の場に女性の参画がより求められるようになりました。令和 2（2020）年に策定された「第 5 次男女共同参画計画」では、法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大が基本方針に掲げられています。

### （3）県の動き

昭和 53（1978）年、福岡県では、国の施策に従い男女共同参画への取組が実施されてきました。同年に、「福岡県婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」、昭和 54（1979）年に「婦人対策室」が設置されました。昭和 55（1980）年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定されました。平成 8（1996）年には「福岡県女性総合センター あすばる」（現：福岡県男女共同参画センター あすばる）が開館し、県内の男女共同参画に関する拠点づくりがなされました。

平成 13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。これに基づいて、平成 14（2002）年に策定された「福岡県男女共同参画計画」は 5 年ごとに策定され、令和 3（2021）年には「第 5 次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

平成 18（2006）年には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」など女性の権利擁護や子育て支援に対する様々な実施計画が策定されました。平成 28（2016）年に策定された「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」では、「DV相談窓口を設置した市町村の数」など成果指標を設定して、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 26（2014）年施行）など被害者支援に関する新しい法律と整合する体制の整備を進めることとなりました。平成 25（2013）年に被害者の総合的な支援が一か所で実施できるワンストップセンターとして「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、さらに、平成 31（2019）年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布されました。

### （4）本町の現状

本町の最上位計画である「第 4 次 久山町総合計画」（令和 5 年度～令和 14 年度）は、その基本理念を「国土・社会・人間」の 3 つの健康づくりによる「『健康』を真に実感できるまちづくり」と設

定し、「心も体も健やかな暮らしの実現〈健康福祉〉」、「生きる力を育み、だれもが学び続けられる教育の実現〈教育〉」、「地域資源を生かした産業の推進〈産業〉」、「自然と共生する暮らしの基盤づくり〈暮らし〉」「人々のつながりの輪を広げる地域経営の推進〈地域経営〉」の5つの施策大綱をもとに計画を推進しています。

また、本町では「久山町子ども・子育て支援計画」、「久山町高齢者福祉計画」、「久山町障がい者計画・障がい福祉計画」、「久山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（特定事業主行動計画）」「久山町人権教育・啓発基本指針」等を策定し取り組みを進めるとともに、DVやセクシャル・ハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門窓口である「かすや地区女性ホットライン」に業務を委託し、DVの相談体制を整えています。

平成30（2018）年に「久山町男女共同参画基本計画」を策定し、教育・啓発、保健福祉、子育て支援、労働、企業活動など多岐にわたる男女共同参画に関する様々な施策を体系化し、総合的に事業を推進してきましたが、社会情勢やこれまでの課題を踏まえ、男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるために、現在の計画を見直し、今後5年間の「第2次久山町男女共同参画基本計画」を策定します。

性別にかかわらず人権を尊重したうえで、誰もが社会のあらゆる分野で、個性や能力を発揮することができる、暮らしやすい社会づくりをめざしていきます。

## 【 SDGs とは 】

SDGs は、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と合致しているだけでなく、教育（目標4）や就業機会（目標8）、まちづくり（目標11）など、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な項目です。



## 第2章 本町を取り巻く環境

### 1. 人口構成

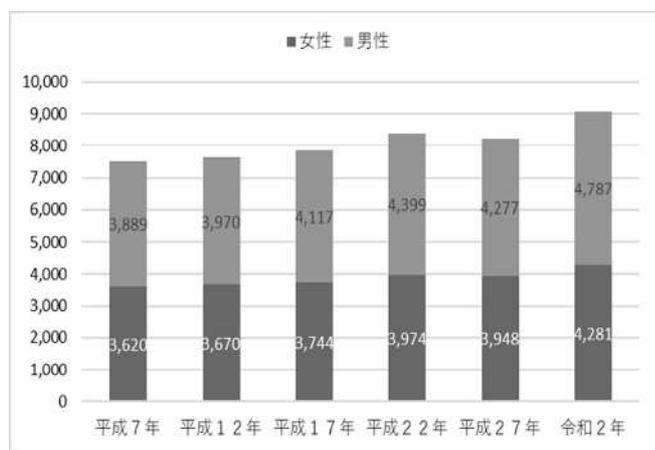
#### (1) 総人口

国勢調査における本町の総人口の推移をみると、平成7（1995）年は7,509人でしたが、令和2（2020）年は9,068人と、1,559人増加しています。

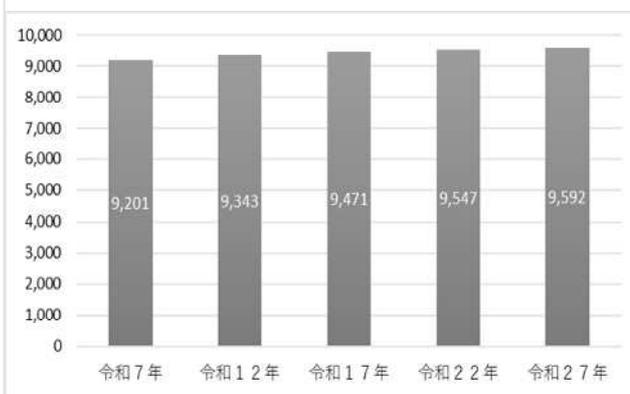
また、「第2期久山町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」による将来人口では、令和7（2025）年に9,201人、令和27（2045）年には9,592人と、微増傾向が続くことが予測されています。

総人口（久山町）

【実績】



【推計】



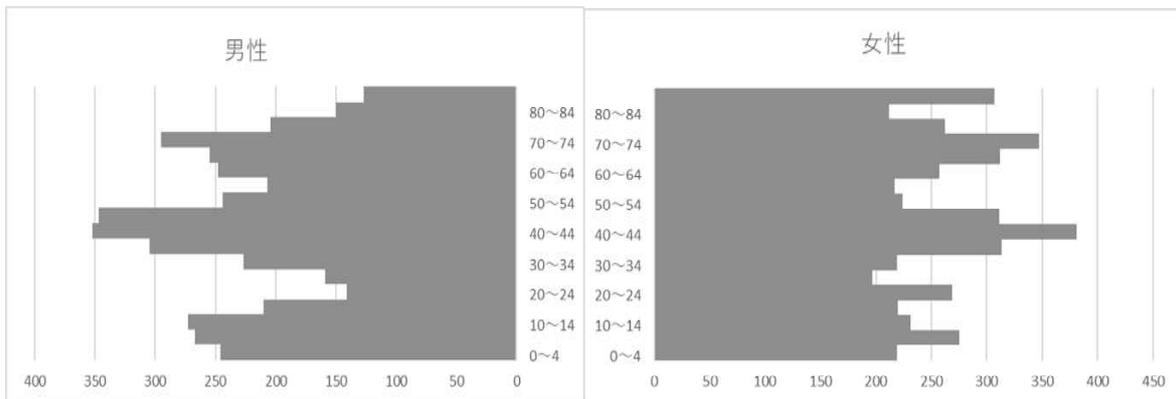
単位：人	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	7,509	7,640	7,858	8,373	8,225	9,068	9,201	9,343	9,471	9,547	9,592
女性	3,620	3,670	3,744	3,974	3,948	4,281					
男性	3,889	3,970	4,117	4,399	4,277	4,787					

資料：各年国勢調査、令和7年～27年は第2期久山町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

(2) 5歳階級人口ピラミッド

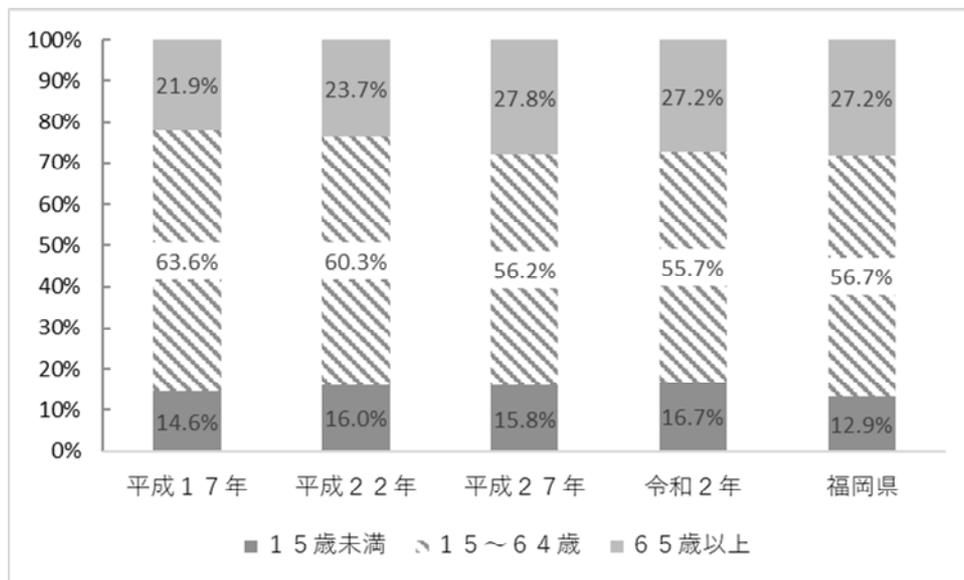
国勢調査における令和2（2020）年の本町の5歳階級人口ピラミッドをみると、男女とも40～44歳の人口が最も多く、次に、女性は70～74歳、男性は45～49歳の層が続いています。人口分布をみると、平成27（2015）年と比較して15歳未満の割合が0.9ポイント増加しています。福岡県全体の分布と比較しても15歳未満の割合が多くなっています。

5歳階級人口ピラミッド（久山町）



資料：2020年国勢調査

人口分布の推移



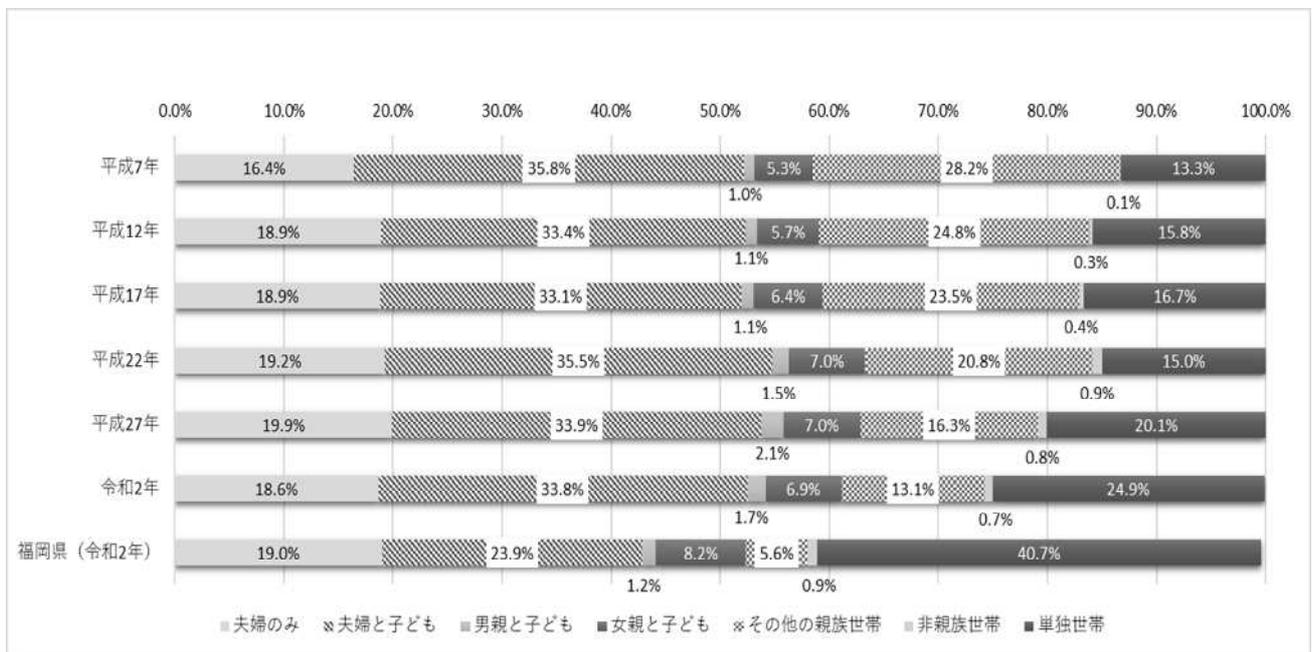
資料：各年国勢調査

(3) 家族形態の推移

国勢調査における本町の家族類型別一般世帯数の推移をみると、「夫婦のみ世帯」と「単独世帯」の割合が年々増加し、核家族世帯（「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子ども世帯」、「男親と子ども世帯」、「女親と子ども世帯」）の割合が、平成7（1995）年は58.5%、令和2（2020）年は60.0%と、核家族化の進展がわかります。また、3世代同居世帯がほとんどを占める「その他の親族世帯」は、平成7（1995）年には28.2%であった割合が令和2（2020）年には13.1%と15.1ポイント減少しています。

福岡県と比較すると、本町は「夫婦と子ども世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低いという特徴がみられます。

家族類型別一般世帯数



資料：各年国勢調査

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

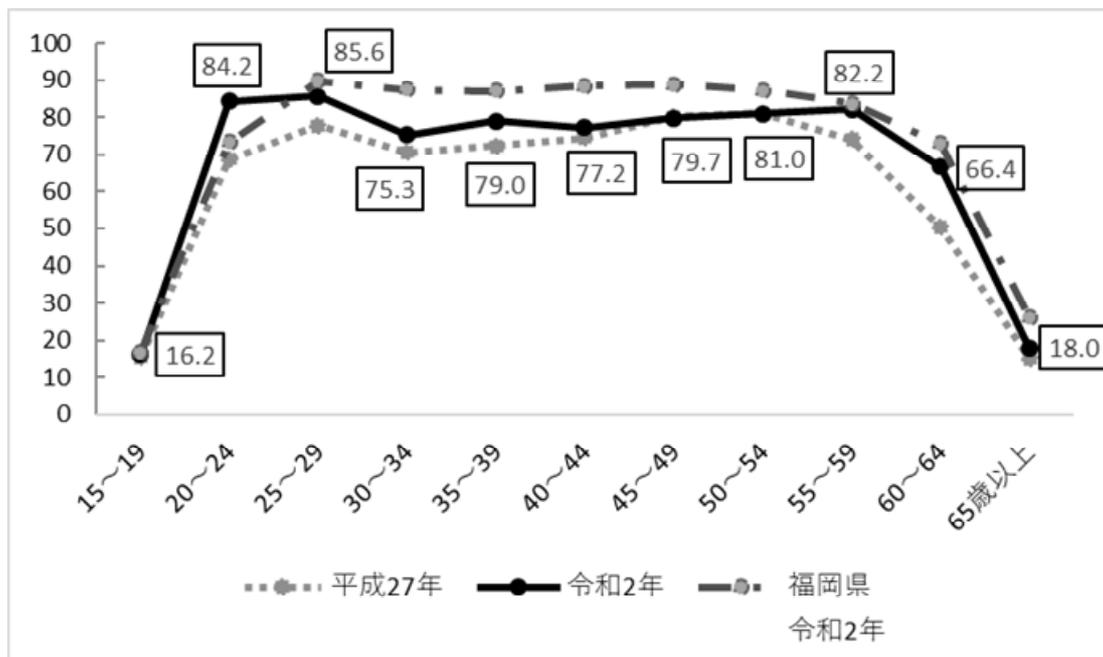
- A 親族世帯…2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
- B 非親族世帯…2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。
- C 単独世帯…世帯員が1人の世帯。

## (4) 女性の就業

女性の年齢階級別労働力率は、一般的に結婚や出産でいったん退職するために低下し、育児が落ち着いた時期に再び就職して上昇するといういわゆるM字型のカーブを描くと言われてい

ます。本町における令和2（2020）年の女性の年代階級別労働力率は、福岡県と比較するとM字型就労の傾向が見られますが、平成27（2015）年と比較すると緩やかになっています。

女性の労働力率（久山町）



資料：2015、2020年国勢調査

## 2. 町民意識調査からみた男女共同参画の現状

第2次久山町男女共同参画基本計画を策定するにあたり、男女共同参画に関係する町民の意識と実態を把握するために、町民意識調査を実施しました。

### ■調査の概要

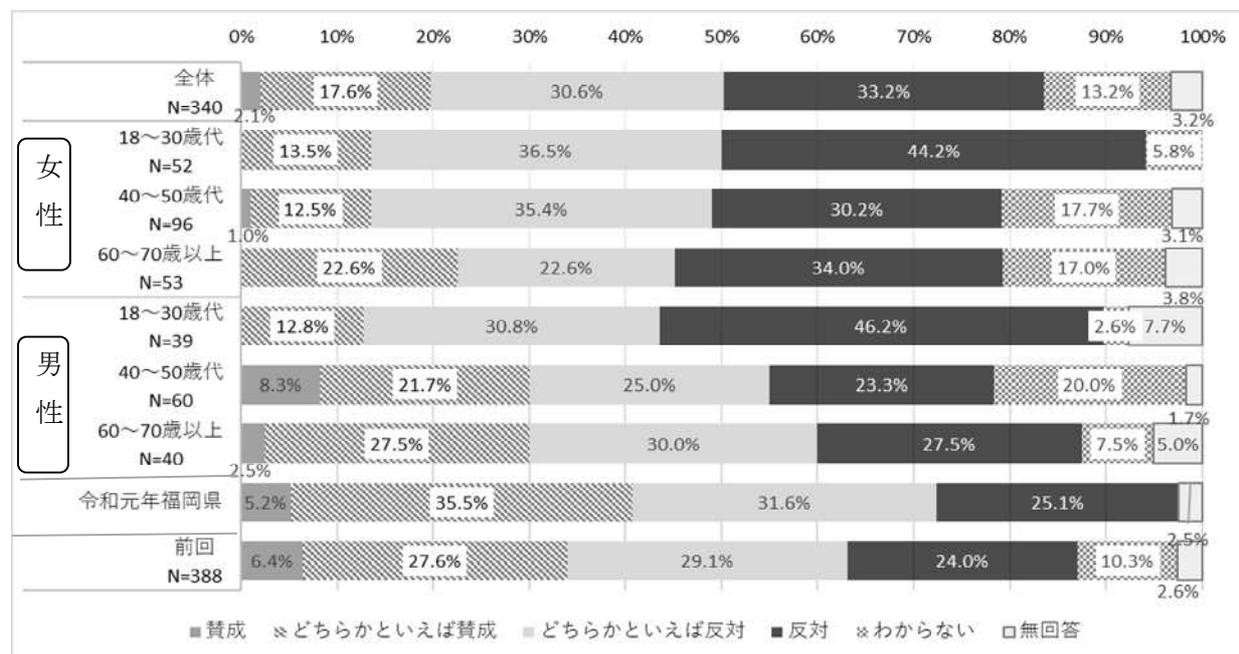
- (1) 調査地域 久山町全域
- (2) 調査対象数 久山町在住の18歳以上の男女1,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳より、男女別年齢階層による無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送による配布・回収 ※調査票からのインターネット回答を含む
- (5) 調査期間 令和4(2022)年11月
- (6) 回収数 340件(回収率:34.0%)

配布数(A)	有効配布数(B)	有効回収数(C)	有効回収率(C/B)
1,000	1,000	340	34.0%

### (1) 固定的役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に対して、あなたはどのように思いますか。という質問に対し、「賛成」、「どちらかといえば賛成」をあわせた『賛成』の回答は19.7%。「反対」、「どちらかといえば反対」をあわせた『反対』の回答は63.8%となっています。前回調査と比較すると、前回調査より『賛成』の回答が少なく、『反対』の回答が多くなっており、固定的役割分担意識は徐々に薄れてきている状況が見られます。

図表1 固定的役割分担意識について

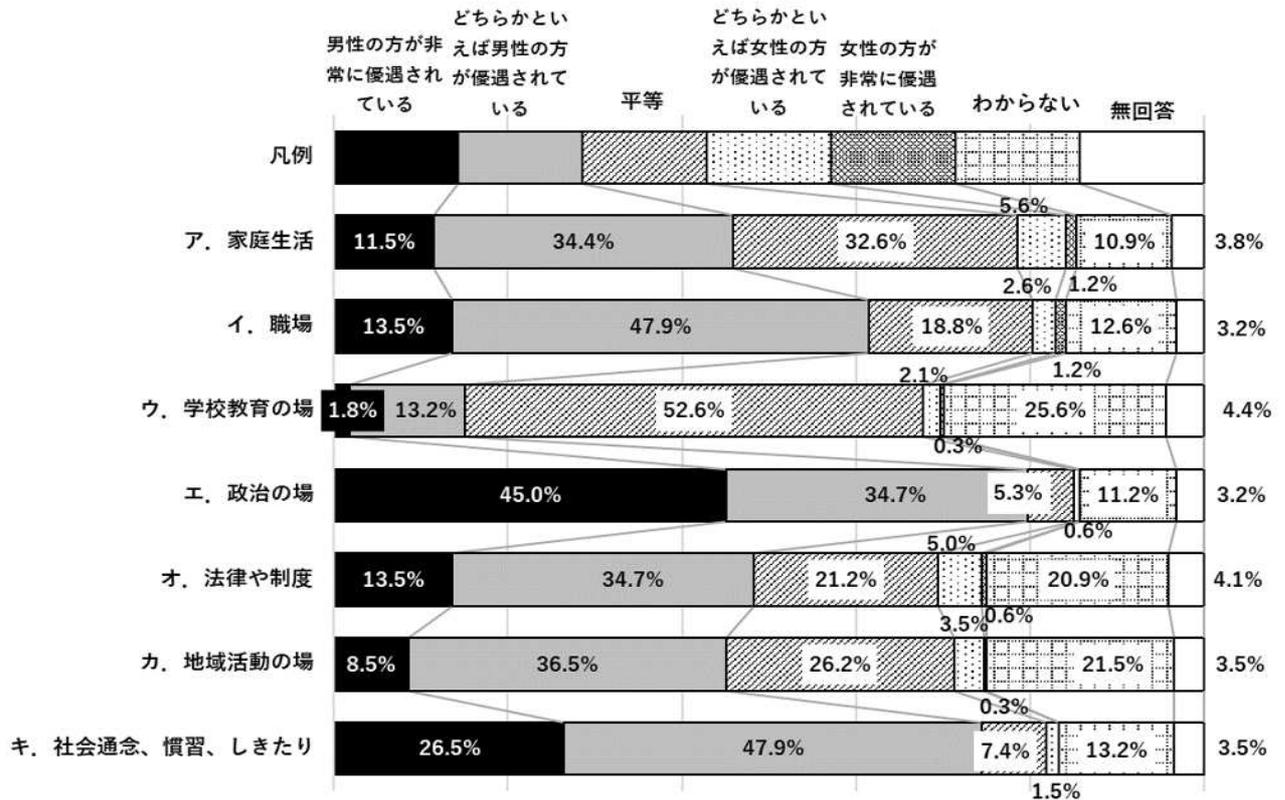


(2) 男女の地位の平等感

家庭や職場、社会活動の場など様々な場面での男女の地位の平等感についてみると、「平等」になっている項目が多いのは、学校教育の場が52.6%、「家庭生活」が32.6%となっています。「男性の方が非常に優遇されている」項目が多いのは、「政治の場」が45.0%、「社会通念、慣習、しきたり」が26.5%となっており、国や政治の場以外にも身近な生活の場でも、「男性優遇」との認識が強くなっています。

図表2 男女の地位の平等感

(N=340)

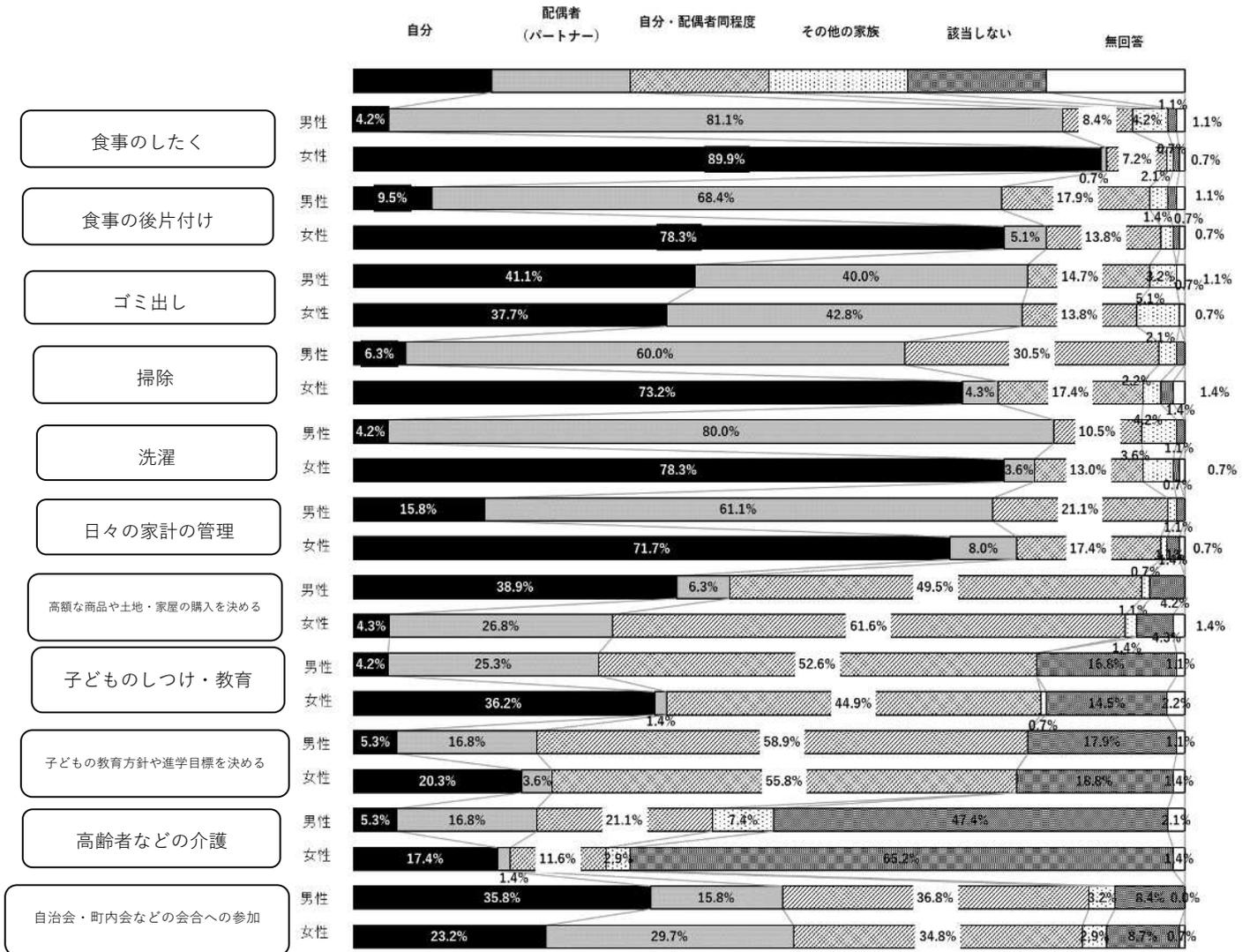


(3) 家庭生活について

現在、「結婚している（事実婚を含む）」を回答した人の家庭内の役割について、「食事のしたく」「食事の後片付け」「掃除」「洗濯」「日々の家計の管理」で「自分」の回答が半数近くとなっています。「自分・配偶者同程度」の回答が多い項目は、「高額な商品や土地・家屋の購入を決める」「子どもの教育方針や進学目標を決める」「子どものしつけ・教育」となっています。

図表3 家庭生活における役割

(男性 N=95、女性 N=138)



町民の声 (町民意識調査より)

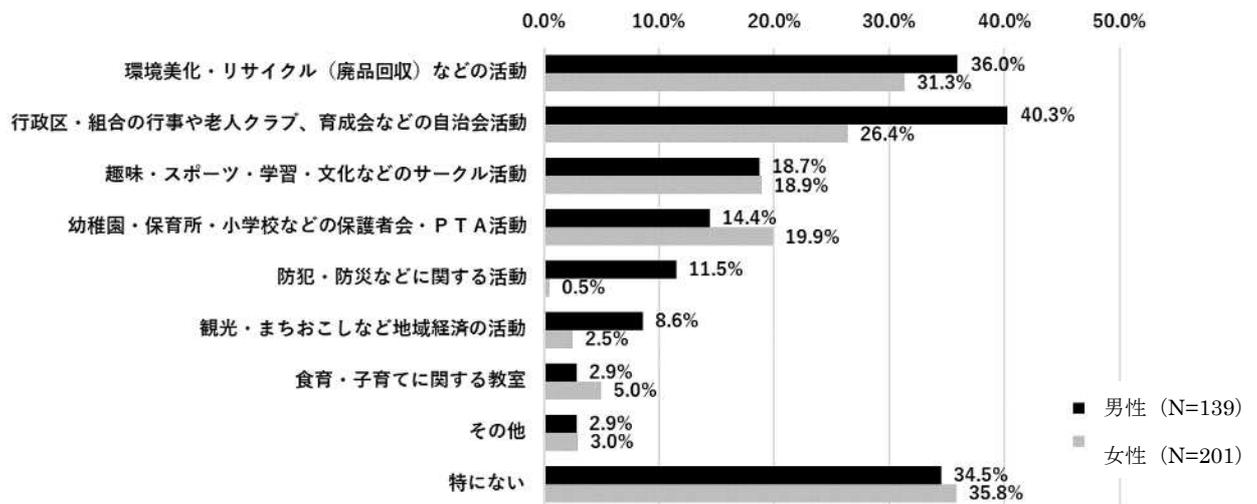
- 男女平等と言っていますが、まだまだ日本は子育て、介護ともに女性の負担が多すぎると思います。一日も早く、笑顔で男女平等に職場や家庭に過ごせる日が来ると良いです。
- 男性が苦手なこともあると思いますが、料理などは一人になった時のことを考えると大事なことです。男性の料理教室など楽しい活動があったらいいと思います。

## (4) 地域活動について

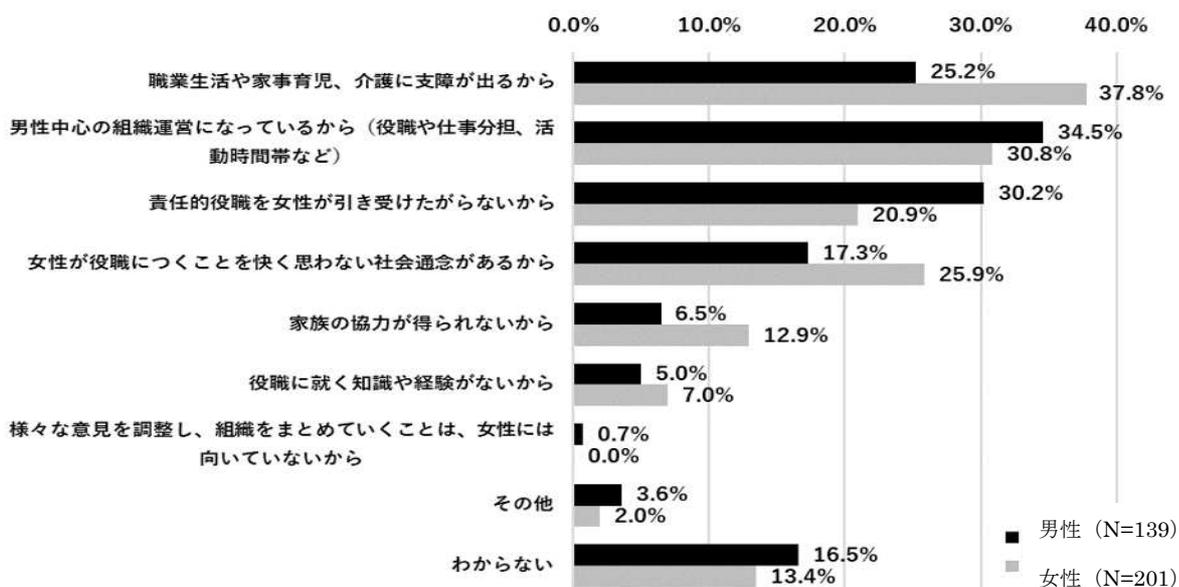
地域づくりに関わる活動への参加状況では、「男性」で「環境美化・リサイクル活動」「自治会活動」の参加度が高く、「女性」で「保護者会・PTA活動」の参加度が高くなっています。年代別では「18～30歳代」は「特にない」が多くなっています。

また、地域における活動に女性のリーダーが少ない理由を尋ねると、「男性」で「男性中心の組織運営になっているから」「責任的役職を女性が引き受けたがらないから」が多く、「女性」で「職業生活や家事育児、介護に支障が出るから」「女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから」の回答が多くなっています。

図表4 地域活動への参加度



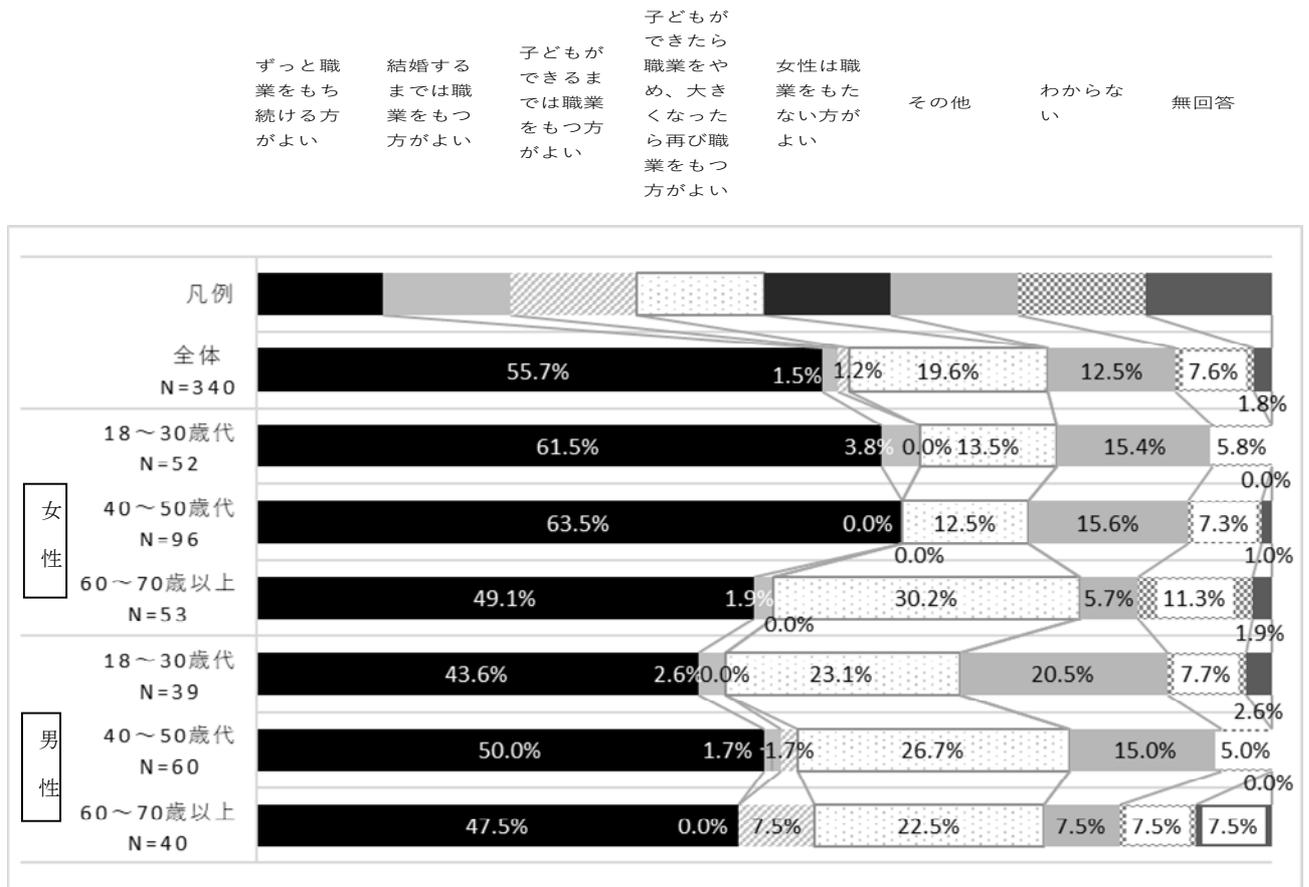
図表5 地域活動に女性リーダーが少ない理由



(5) 職業について

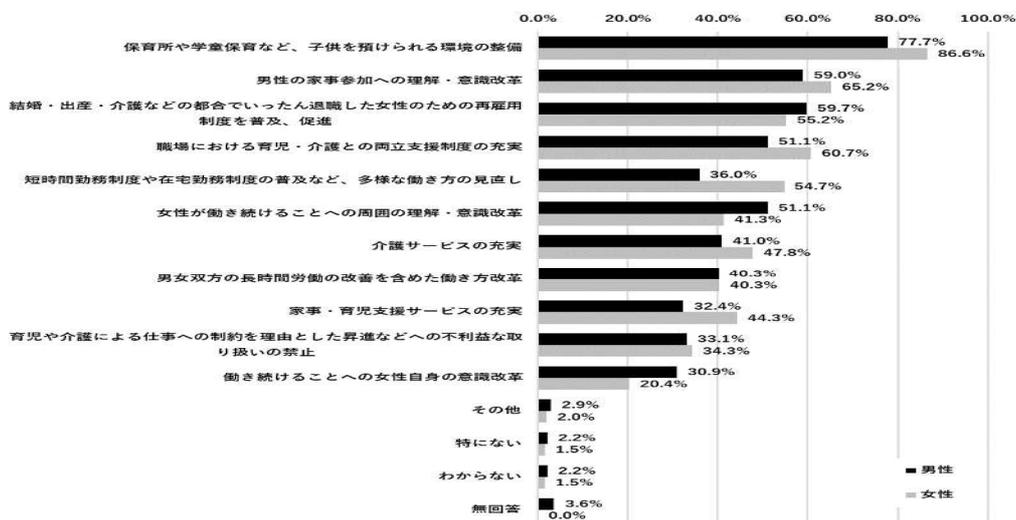
女性の就労について、「ずっともち続ける方がよい」が55.7%と半数以上となっており、前回と比較して多くなっています。性別で見ると、「ずっと職業をもち続ける方がよい」は「女性」で多く、一方、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は「男性」で多くなっています。年齢別で見ると、「ずっと職業をもち続ける方がよい」は「50歳代以下」で多く、一方、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は「60・70歳以上」で多くなっています。

図表6 女性の就労について



図表7 女性が働き続けるために必要なこと

(男性 N = 139、女性 N = 201)

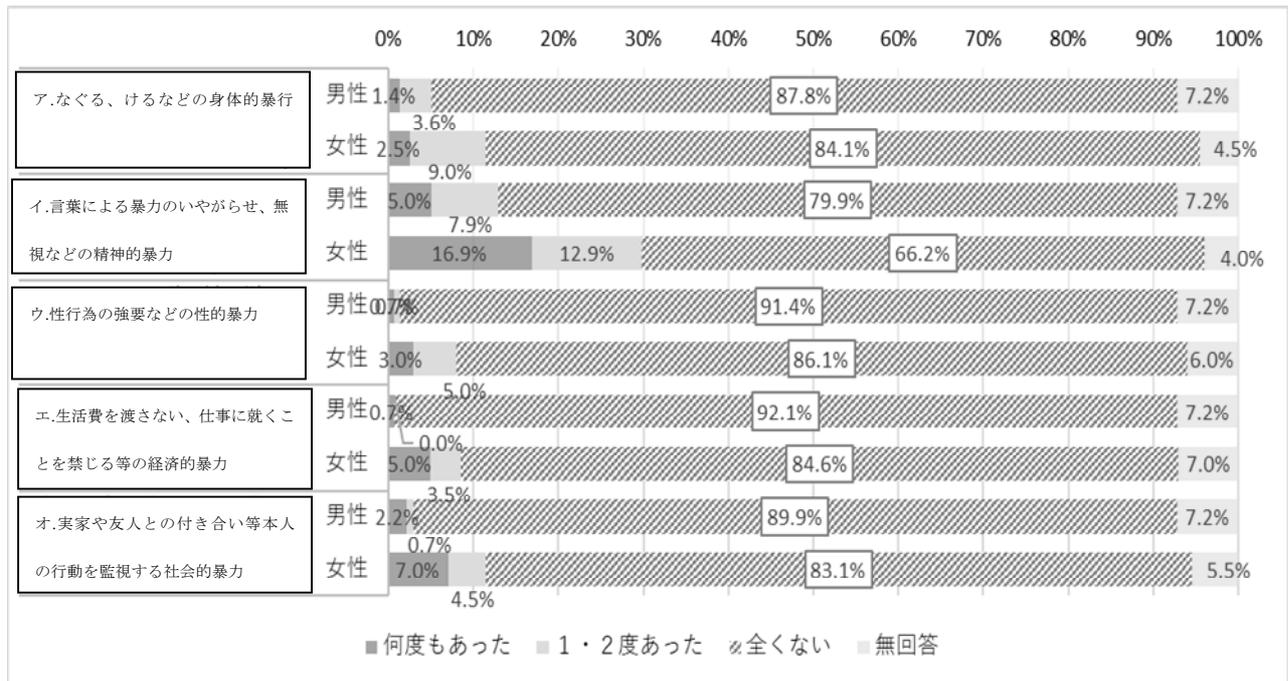


(6) 女性への暴力について

男女間の暴力の経験について「何度もあった」、「1、2度あった」をあわせた割合が高い項目は、「言葉による暴力のいやがらせ、無視などの精神的暴力」となっており、前回調査と比較して、「何度もあった」回答が多くなっています。性別で見ると、「女性」の方が「言葉による暴力のいやがらせ、無視などの精神的暴力」の被害経験が多くなっています。

図表8 男女間における暴力の経験

(男性 N=139、女性 N=201)

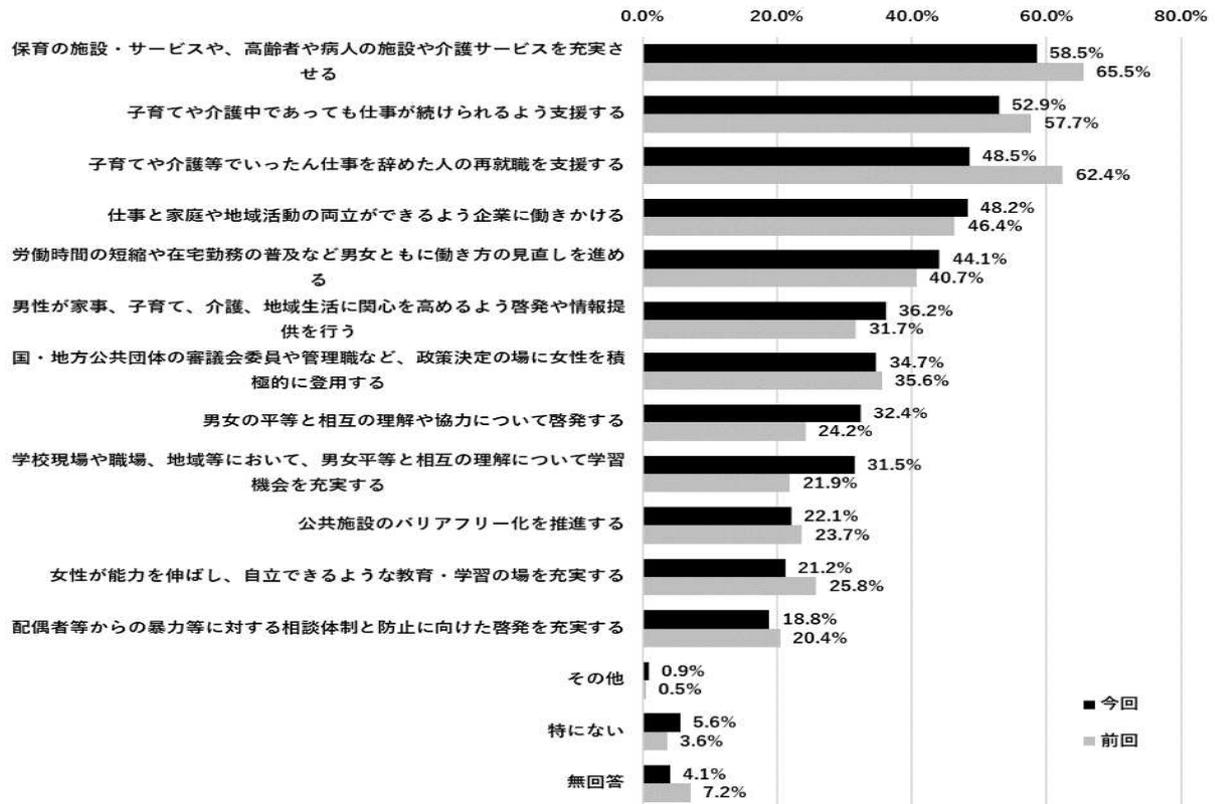


(7) 男女共同参画社会の実現に向けて久山町に望むこと

「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる」が最も多く、次いで、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」となっています。性別で見ると、上位項目は「女性」の回答が多くなっています。「男性」の方が多い項目は「国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する」となっています。年齢別で見ると、「18～30歳代」で「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める」「男性が家事、子育て、介護、地域生活に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う」が多くなっています。

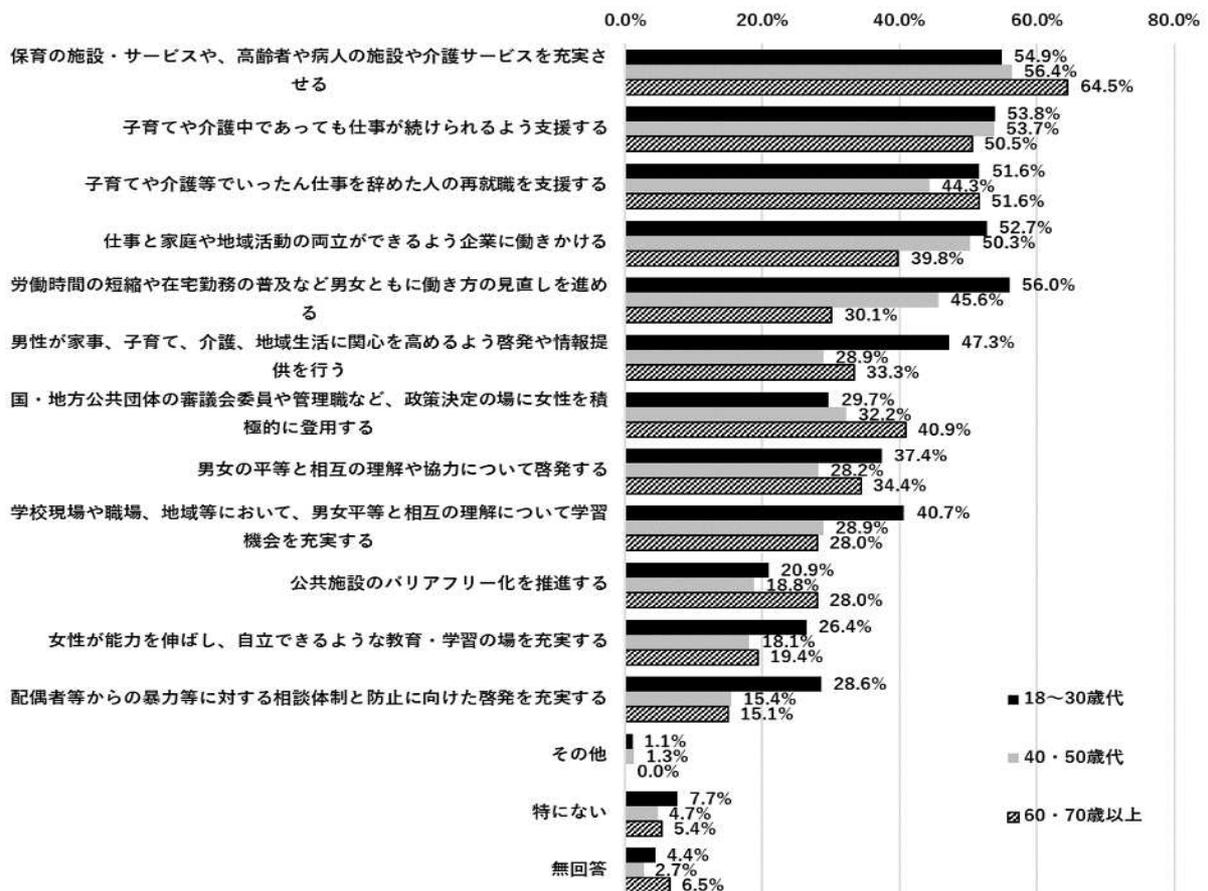
図表9 男女共同参画社会の実現に向けて久山町に望むこと(性別)

(N = 340)



図表10 男女共同参画社会の実現に向けて久山町に望むこと(年齢別)

(N = 340)



# 第3章 計画の基本的な位置づけ

## 1. 計画の基本理念

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが主体性をもち、安心して生活できる社会の構築が必要です。同様に、性別、年齢、国籍等に拘束されることがなく、町民一人ひとりが自立し、自らの意志を持って社会にかかわる意識づくりの高揚を図ることが重要です。

本計画の基本理念は、『誰もが互いに認め合い、いきいきと輝きあう、元気なまち ひさやま』とし、男女共同参画社会づくりを目指します。

<b>基本理念</b>	<b>誰もが互いに認め合い、いきいきと輝きあう、 元気なまち ひさやま</b>
-------------	---

## 2. 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条3の3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の第6条第2項の規定に基づく市町村計画と位置付けます。
- (3) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」、福岡県の「男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、本町における男女共同参画社会推進に向けた取り組みのための指針とするものです。
- (4) 計画策定にあたっては、第4次久山町総合計画と整合を図ります。

## 3. 計画の期間

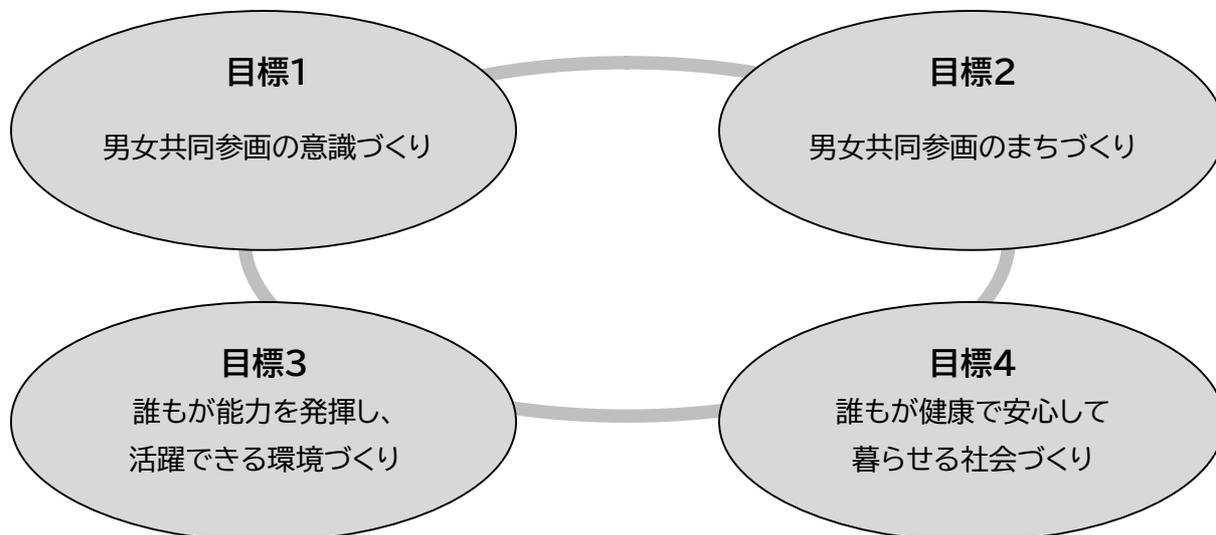
本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、実施計画については、法の整備、制度の改正、その他の社会情勢の変化等により、必要があれば見直し、検討します。

		年 度									
		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
国	第5次 男女共同参画基本計画	令和3年度～令和12年度									
	第5次 福岡県男女共同参画計画	令和3年度～令和7年度									
久山町	第4次久山町総合計画	令和4年度～令和13年度									
	第2次久山町男女共同参画基本計画	令和5年度～令和9年度					(次期計画)				

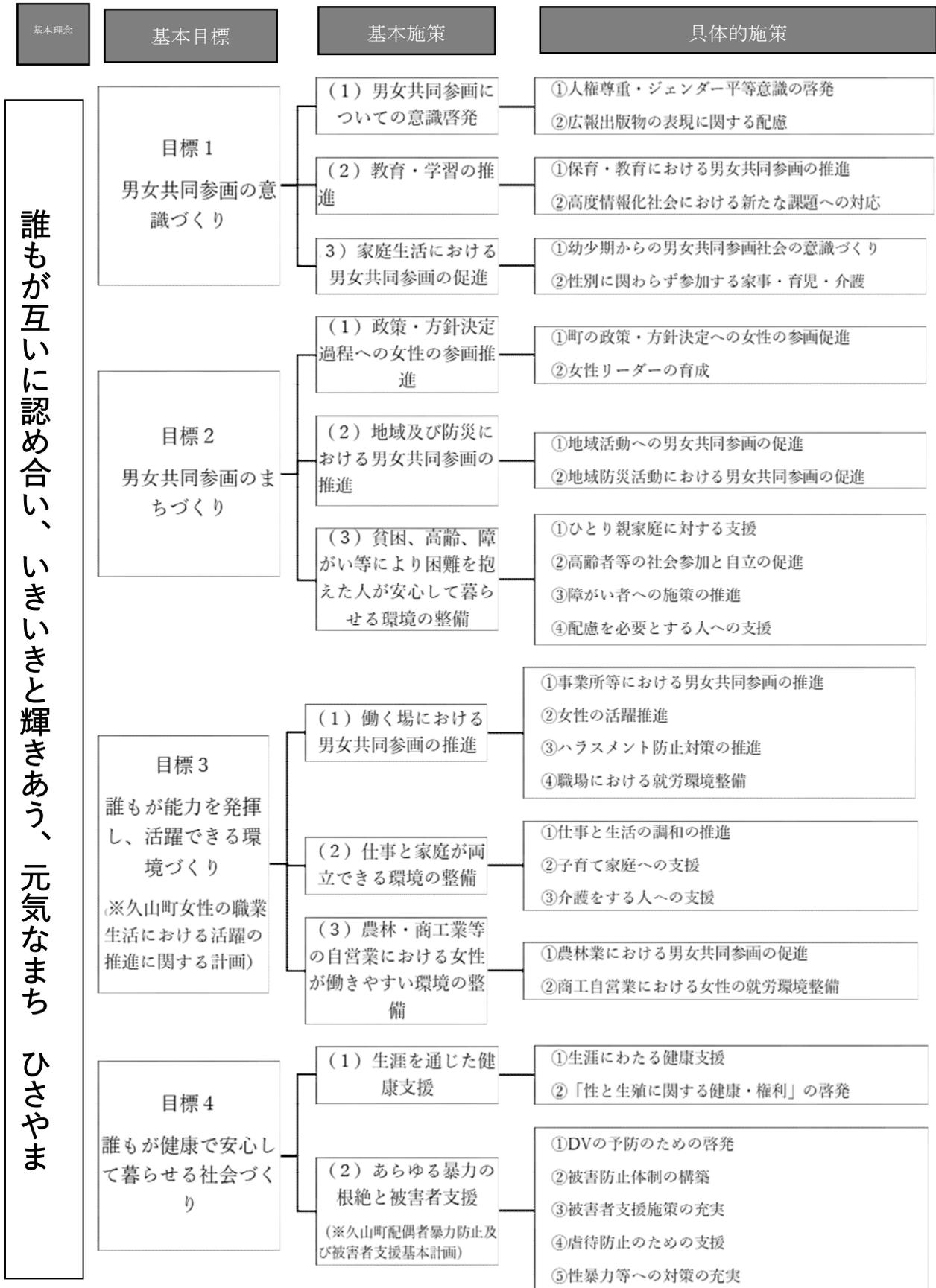
## 4. 計画の基本目標

本町における目指すべき社会を実現するために、本計画は以下に掲げる4つの目標を「基本目標」として設定しています。



<b>目標1 男女共同参画の意識づくり</b>
一人ひとりの自由な選択や活動を制約する要因となっている固定的役割分担意識を見直し、男女共同参画意識の醸成を図るため、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。
<b>目標2 男女共同参画のまちづくり</b>
政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、自治会や自治防災活動等における女性の参画を支援します。
<b>目標3 誰もが能力を発揮し、活躍できる環境づくり</b>
働く場における男女共同参画を推進し、子育てや介護などの両立支援に向けた事業所への啓発、働き方の見直しなど、仕事と生活の両立を推進します。また、農林水産業、商業における女性の活躍を支援します。
<b>目標4 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり</b>
生涯の健康支援を推進するとともに、あらゆる暴力の根絶に向けた取組みを強化し、その対策の充実を図ります。

5. 計画の体系



## 第4章 計画の基本施策と具体的施策

### 目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

#### 1 男女共同参画についての意識啓発

##### 《現状と課題》

性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「男は仕事、女は家庭」のような固定的性別役割分担意識を見直すことから始まります。近年では、周囲の環境やメディアの情報などから、無意識のうちにもつ偏った見方や考え方である「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」の問題が注目されています。無意識のうちに誤った判断や差別をしてしまう可能性があるため意識的に自分や周囲の言動を見つめなおすことが求められています。

また、ジェンダー平等にかかわる新たな課題として、「LGBTQ+（性的少数者）」への関心が高まってきており、「男性」「女性」にあてはまらない性のあり方や生き方を尊重することも求められています。

久山町男女共同参画社会に関する住民意識調査（以下、「町民意識調査」と略）の結果（図表1）をみると、固定的性別役割分担意識については、「反対」（33.2%）、「どちらかといえば反対」（30.6%）を合わせて『反対』と答える人が6割以上を占めており、『賛成』と答える人が前回調査よりも少なくなっています。『反対』については、性別では女性が多く、年齢別では18～30歳代が多くなっており、性別や年齢別による意識の差も見られます。

住民一人ひとりが、お互いに尊重し合い、ともに地域社会を構成する一員として自覚を持ち、その個性と能力が十分に発揮されるよう進めていくため広報紙やHP、SNS、パンフレットなど多様な媒体を活用して情報を提供し、住民の人権意識の向上を図り、性差別を含めた差別の解消を目指します。

※ LGBTQ+・・・性的マイノリティ（性的少数者）の総称。L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人）、Q（クエスティング＝性自認、性指向が決められない、またはあえて決めない人）などの性のあり方に加え、これ以外の多様なものを+（プラス）としてあらわしている。

《具体的施策》

① 人権尊重・ジェンダー平等意識の啓発

住民一人ひとりが自分や他人の人権を尊重し、人権尊重の認識及び意識づくりを推進します。

事業名	事業内容
人権尊重の啓発	広報紙やHP、SNS、パンフレットなど多様な媒体を活用してジェンダー平等の視点を養い、お互いの人権を尊重できるよう意識の浸透を図ります。
性の多様性への理解促進	多様な媒体を活用し、性の多様性を正しく理解し、認め合う意識啓発を行います。また、福岡県パートナーシップ宣誓制度を利用して受けられる行政サービスについて検討していきます。
人権相談窓口の充実	関係機関、関係各課の連携を図って人権問題への相談体制の充実に努めます。
男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	町民図書館と連携を取り、男女共同参画に関する書籍の紹介や収集に努め、広報やHP等にて紹介します。

※ ジェンダー・・社会的・文化的につくりあげられた「性別のあり方」をいいます。

② 広報・出版物の表現に関する配慮

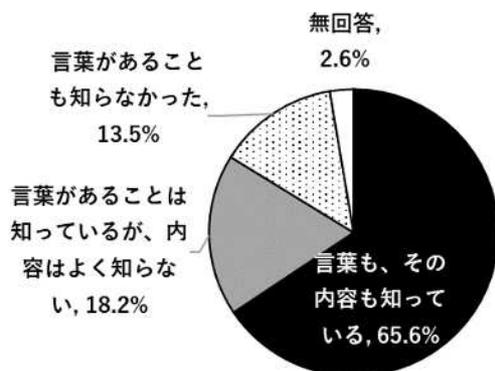
事業名	事業内容
公的広報等における表現の配慮	町の刊行物などについて、固定的な性別役割分担意識による表現をしないよう配慮します。

《成果指標》

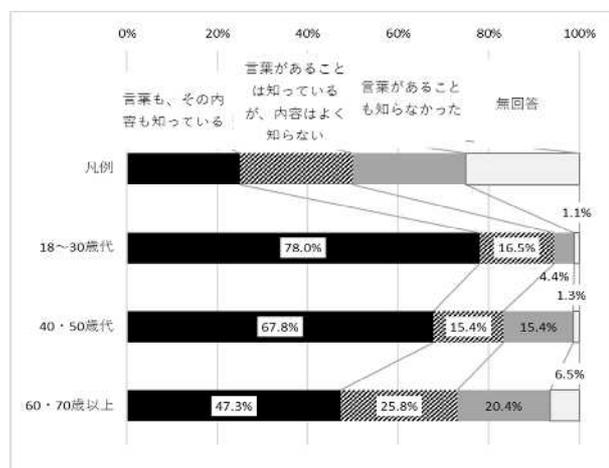
成果指標	現状	目標
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	63.8%	68%

LGBTQ+の認知度(全体)

(N=340)



LGBTQ+の認知度(年齢別)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

## 2 教育・学習の推進

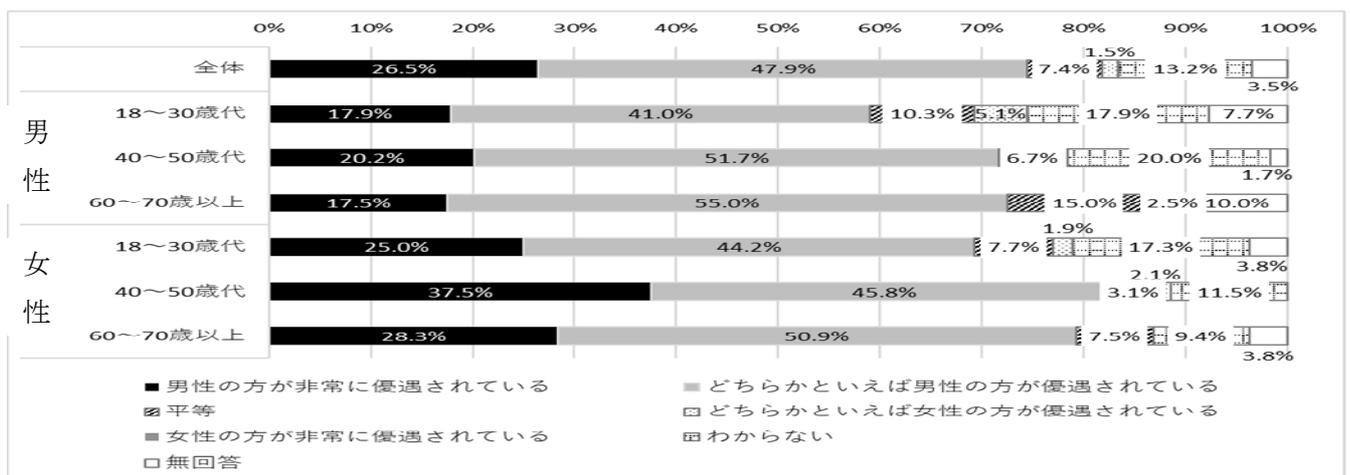
### 《現状と課題》

将来を担う子どもたちが男女共同参画の意識を身につけ、行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与するだけでなく、子どもたちが一人ひとりの可能性を広げ、人とのつながりを大切に、充実した人生をおくることができるようになります。また、子どもの成長過程において、家庭や学校で人格や個性の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて学ぶことは欠かせません。

町民意識調査の結果をみると、社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感について、『男性優遇』との回答が7割強を占めています。その一方で、子どものしつけや教育について、「男の子も女の子も経済的に自立できるような教育が必要」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」は「賛成」意見が多数を占めています。

今後も、家庭や地域において、男女共同参画について理解を得る必要があり、更なる意識啓発が求められます。また、ジェンダーにとらわれない教育が重要となり、教育関係者への意識啓発、男女の人権の尊重、男女平等教育の推進を行う必要があります。さらには、スマートフォンやSNSなど情報サービスが急速に普及、変化している状況を踏まえて、主体的に情報を読み解き、また適切に発信する力を身につけることも重要です。

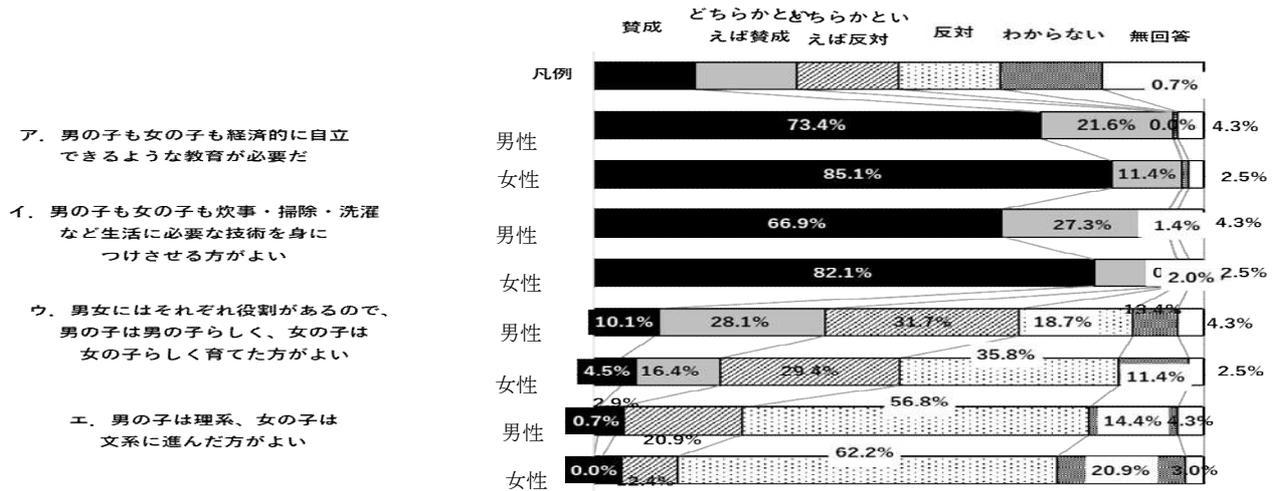
男女の地位の平等感(社会通念、慣習、しきたり)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

子どものしつけや教育についての考え方

(男性 N = 139、女性 N = 201)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

子どものしつけや教育についての考え方(前回との比較)

(今回 N = 340、前回 N = 388)

選択項目	ア. 男の子も女の子も経済的に自立できるような教育が必要だ		イ. 男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせる方がよい		ウ. 男女にはそれぞれ役割があるので、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい		エ. 男の子は理系、女の子は文系に進んだ方がよい	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
賛成	80.3%	81.4%	75.9%	74.5%	6.8%	16.5%	0.3%	0.3%
どちらかといえば賛成	15.6%	14.4%	19.1%	21.6%	21.2%	36.9%	2.1%	3.1%
どちらかといえば反対	0.0%	0.3%	0.0%	0.5%	30.3%	22.2%	15.9%	14.7%
反対	0.0%	0.5%	0.0%	0.8%	28.8%	10.8%	60.0%	52.8%
わからない	0.9%	0.5%	1.8%	0.3%	9.7%	11.1%	18.2%	26.5%
無回答	3.2%	2.8%	3.2%	2.3%	3.2%	2.6%	3.5%	2.6%

《具体的施策》

①保育・教育における男女平等教育の推進

学校等において、性別にとらわれず、個人の能力や特技を生かすことができ、新たな価値観を認め合うことができる個人を育てる環境づくりに努めます。

事業名	事業内容
幼児の発達段階に応じた教育の推進	乳幼児期からのジェンダーにとらわれない自由な発想と個性を伸ばす教育について、保育所・幼稚園に対して働きかけを行います。
教職員に対する啓発	教職員に対し、男女共同参画の視点をもって指導にあたるよう意識の啓発に努めます。
児童・生徒の発達段階に応じた教育の推進	学習指導要領が示す、男女平等の理念に基づいた教育を行います。また職場体験やキャリア教育等の進路指導においても社会的性別（ジェンダー）にとらわれない指導を行います。
固定的性別役割分担意識にとらわれない学校行事の実施	学校行事等において、性別による役割分担にとらわれないよう留意します。

## ② 高度情報化社会における新たな課題への対応

表現の自由を尊重しつつ、男女共同参画の視点でメディアからの情報や内容を主体的に取捨選択しながら読み取り、理解し、発信する能力の向上を目指し取り組みます。

事業名	事業内容
小中学校におけるメディアリテラシーの充実	多様な教育課程の中で、児童生徒の発達段階に応じ、メディアリテラシー（情報教育）についての学習の促進を図ります。
情報モラルの必要性や情報に対する責任の啓発促進	メディアリテラシーの向上による人権尊重等の啓発や能力向上を高めるための意識啓発を広報やHP等を通じて行うよう努めます。

※メディアリテラシー…メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力、の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

## 町民の声（町民意識調査より）

- 男だから、女だからという考えにとらわれずにそれぞれの立場からの意見を自由に言えて行動することが大切だと思います。
- 子どもの教育が大事です。ジェンダーや性差による差別とかが将来、話題になることなく当然であってほしい。
- 今後、男性が家事、子育て等に参加するのに必要なことは、親世代の意識を変えることと子どもの頃から手伝いをさせることだと思う。

### 3 家庭生活における男女共同参画の促進

#### 《現状と課題》

「生活費を稼ぐのは夫の役割」という固定的性別役割分担意識が、男性にとって「自分ひとりで家計を支えなければならない」といった過度のプレッシャーになることもあります。また、家事や子育て、介護の場面において「女性が担うもの」という考え方が男性の参画を妨げていることもあります。

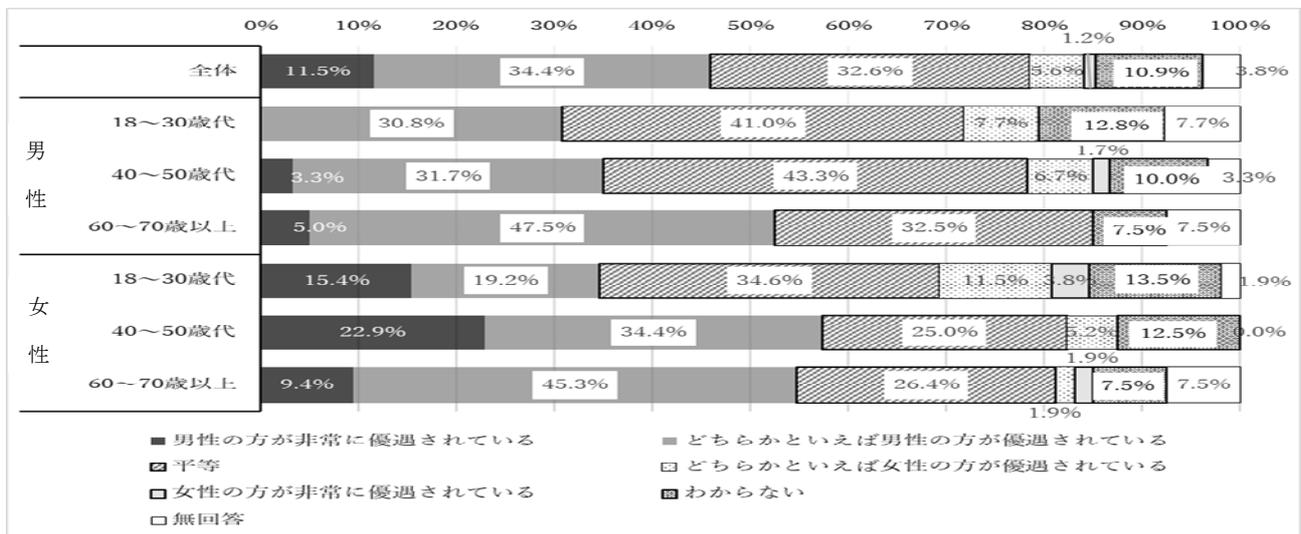
生まれてきた子どもたちが健やかに育ち、また高齢者が生きがいをもって健康な生活を過ごすために、家庭生活において、家族同士で平等の意識をもってお互いに協力していくことはなにより大切です。

町民意識調査の結果をみると、家庭生活における男女の地位の平等感については、『男性優遇』の割合が過半数を占めており、女性が男性に比べ『男性優遇』と考える傾向が強くみられます。また、炊事・掃除・洗濯など家事等の役割分担については、大半は「主に女性」と答えています。

このような意識や固定観念は、幼少期から長年にわたって形成されており、男性と女性のいずれにも存在しています。性別に関わらず家庭責任を担うという意識づくりを図り、性別や年代を超えて、一人ひとりが家事や子育て、介護について考え、支え合う取り組みを行っていくことが重要です。

男女の地位の平等感(家庭生活)

(男性 N=95、女性 N=138)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

## 家事・仕事等の役割分担(炊事・掃除・洗濯などの家事)

## 男性

選択項目	ア. 食事のしたく			イ. 食事の後片付け			ウ. ゴミ出し			エ. 掃除			オ. 洗濯		
	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上
自分	0.0%	4.3%	5.7%	7.7%	10.6%	8.6%	38.5%	42.6%	40.0%	0.0%	2.1%	14.3%	0.0%	2.1%	8.6%
配偶者(パートナー)	69.2%	83.0%	82.9%	53.8%	66.0%	77.1%	23.1%	38.3%	48.6%	53.8%	68.1%	51.4%	69.2%	85.1%	77.1%
自分・配偶者同程度	23.1%	6.4%	5.7%	30.8%	19.1%	11.4%	30.8%	12.8%	11.4%	38.5%	25.5%	34.3%	23.1%	8.5%	8.6%
その他の家族	7.7%	4.3%	2.9%	7.7%	2.1%	0.0%	7.7%	4.3%	0.0%	7.7%	2.1%	0.0%	7.7%	4.3%	2.9%
該当しない	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%
無回答	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：令和4（2022）年 町民意識調査

## 女性

選択項目	ア. 食事のしたく			イ. 食事の後片付け			ウ. ゴミ出し			エ. 掃除			オ. 洗濯		
	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18～30歳代	40・50歳代	60・70歳以上
自分	80.0%	91.0%	94.3%	48.0%	84.6%	85.7%	16.0%	41.0%	45.7%	44.0%	75.6%	88.6%	68.0%	76.9%	88.6%
配偶者(パートナー)	4.0%	0.0%	0.0%	8.0%	6.4%	0.0%	64.0%	37.2%	40.0%	8.0%	3.8%	2.9%	4.0%	5.1%	0.0%
自分・配偶者同程度	16.0%	5.1%	5.7%	40.0%	5.1%	14.3%	16.0%	12.8%	14.3%	44.0%	12.8%	8.6%	24.0%	10.3%	11.4%
その他の家族	0.0%	1.3%	0.0%	4.0%	1.3%	0.0%	4.0%	7.7%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	4.0%	5.1%	0.0%
該当しない	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%
無回答	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	4.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%

## 《具体的施策》

## ① 幼少期からの男女共同参画社会の意識づくり

就学前から子どもたちに、個性が尊重され自立できるような育ちを保証するために男女共同参画の意識が醸成されるよう啓発を進めます。

事業名	事業内容
幼少期からの男女共同参画社会の意識づくり	幼少期から、性別に関わらず個性を尊重する子育ての啓発に努め、家庭における男女平等と自立を促進します。

## ② 性別に関わらず参加する家事・育児・介護

性別に関わらず家事や育児、介護等に関わることの大切さや意義について理解を促進し、家庭内における男女共同参画の実践を促します。

事業名	事業内容
家庭における男女共同参画の意識啓発について	家庭における性別による固定的性別役割分担意識を改め、ともに責任を担うよう広報等で意識啓発に努めます。

## 《成果指標》

成果指標	現状	目標
「食事のしたく」などの家事を「自分・配偶者同程度」と答える人の割合（平均値）	14.4%	30.0%

目標2 男女共同参画のまちづくり

1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

《現状と課題》

社会の構成員の約半数は女性であり、その女性の意見や考えを政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に反映させることは、誰もが住みよい社会づくりの基礎となる重要なことです。

本町における女性の審議会への登用状況をみると、令和4年4月1日の時点で27.0%となっています。

町民意識調査の結果をみると、政治の場における男女の地位の平等感については、『男性優遇』の割合が約8割弱を占めています。一方、地域活動における女性リーダーが少ない理由については、『職業生活等に支障が出る』、『男性中心の組織運営』が多くなっており、性別では、男性は「女性が引き受けたがらない」が多く、女性は「職業生活等に支障が出る」「快く思わない社会通念がある」の回答が多くなっています。

審議会等をはじめあらゆる分野への女性の積極的な参画につなげていくために、女性がその能力を発揮できるよう支援し、環境を整備することが求められます。久山町においても「特定事業主行動計画」(令和3年策定)を策定し、庁内での女性管理職比率の目標値を定めて取り組みを進めています。

久山町の審議会等における女性の登用状況

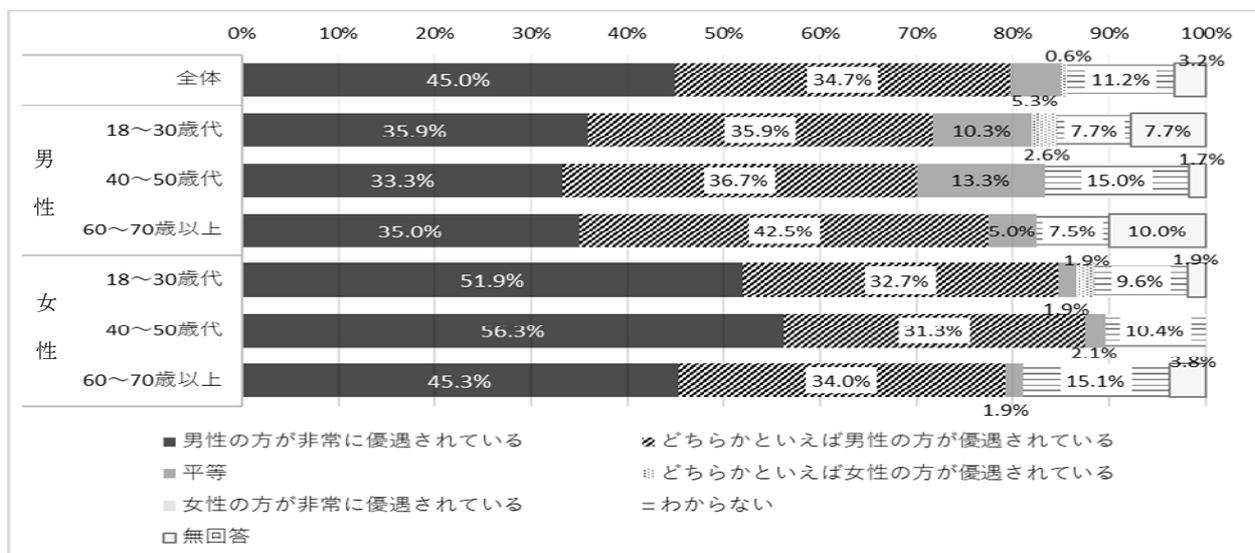
	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登録状況				女性比率 (%)
	審議会等数		総委員数		
	うち女性委員を含む数		うち女性委員等数		
久山町	11	8	74	20	27.0

注) 数値は令和4年4月1日現在

資料：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和5年1月）」（内閣府）

男女の地位の平等感(政治の場)

(男性 N = 139、女性 N = 201)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

### 《具体的施策》

#### ①町の政策・方針決定への女性の参画促進

町の審議会等への女性の積極的な登用に向けて、女性委員の割合を40%に増やすとともに、女性が参加しやすくなるための環境づくりに努めます。

事業名	事業内容
審議会・協議会等への女性の参画推進	審議会等所管の課において、女性の積極的登用を推進します。また、各種団体へ積極的に女性を登用促進するよう意識を啓発します。
役場における男女共同参画の推進	特定事業主行動計画に基づき、育児等により職務経験の蓄積が不足しがちな女性職員に対し、多様な職務機会の付与を行い、能力向上のための研修に参加させるなど、意識向上を図り、計画的な人材育成やキャリア形成支援に努めます。

#### ②女性リーダーの養成

女性が意思決定に参画するための経験や知識を身につけることができるよう支援して、女性リーダーの養成を進めます。

事業名	事業内容
女性リーダーの育成に関する情報提供	女性が地域や団体などでリーダーとして活躍できるよう、県などが行う女性リーダー育成に関する講座やセミナーの積極的な情報提供を行います。

### 《成果指標》

成果指標	現状	目標
審議会・協議会等への女性の参画推進	27.0%	40.0%

## 2 地域及び防災における男女共同参画の推進

### 《現状と課題》

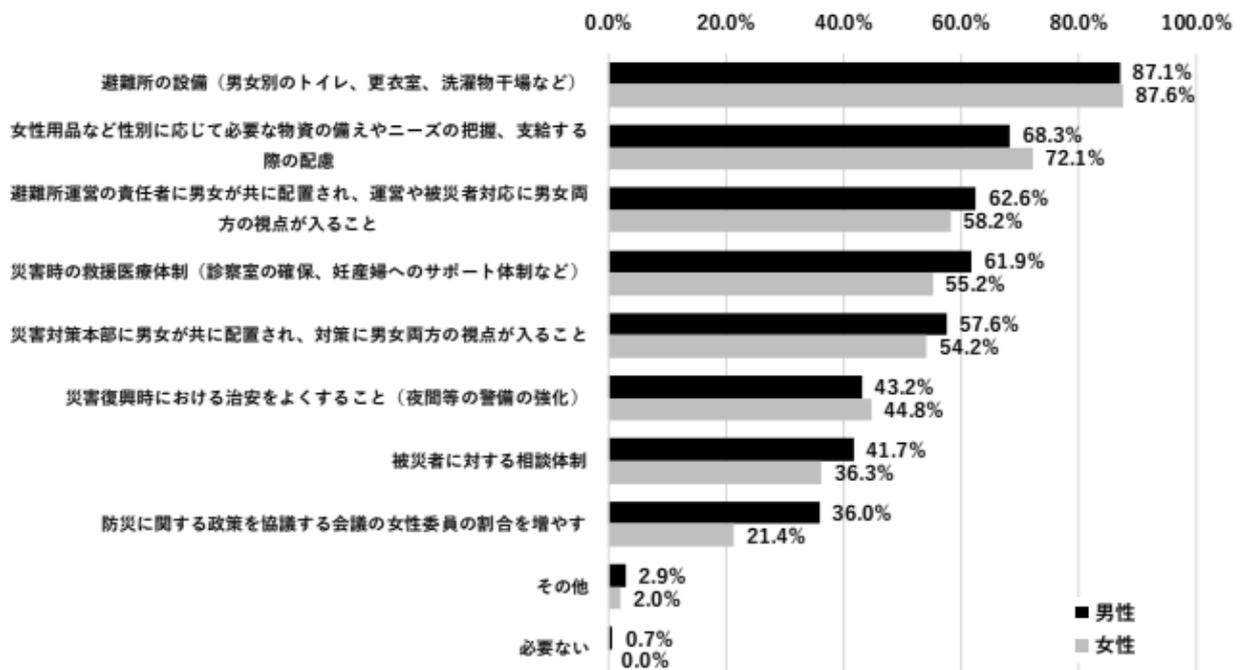
生活の場である地域社会は、子どもの育ちや老後の生きがいある暮らし、防災・防犯への助け合いなど人々の重要な基盤であり、方針決定の場へ性別に関わらず誰もが参画・協力し、地域の様々な課題に多様な視点で取り組む必要があります。また、近年多発している災害に対しての地域における自主防災組織作りが重要となっており、性別で異なるニーズに応じた地域づくりに取り組む必要があります。

町民意識調査の結果をみると、災害時において性別に配慮した対応が必要なこととしては、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯物干場など）」（87.4%）、「女性用品など性別に応じて必要な物資の備えやニーズの把握、支給する際の配慮」（70.6%）、「避難所運営などに男女両方の視点が入ること」（71.1%）が上位にあげられています。

防災は、生活に密着した課題であり、地域の危機管理の点からも、性別に関わらず誰もが防災活動へ参加できるように呼びかけていく必要があります。

災害時において、性別に配慮した対応が必要なこと

(N = 340)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

## 《具体的施策》

### ① 地域活動への男女共同参画の促進

活力ある地域社会を形成するため、地域活動の行事等について、性別に関わりなく参加できることや、意思決定過程に多様な意見が反映されることが必要であり、老若男女が参加できる環境づくりに取り組みます。

事業名	事業内容
地域における男女共同参画社会づくりを推進する意識啓発	地域活動において、性別にかかわらずすべての人が参加できるような意識啓発を行います。また、行事等の情報発信をして地域の今を分かりやすく伝え、地域活動に参加しやすいようにします。
まちづくりやボランティア団体の育成	まちづくりやボランティアに関わる人や団体を育成支援し、活動に参加する輪を広げます。

### ② 地域防災活動における男女共同参画の促進

事業名	事業内容
男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるような取り組みを推進します。また、ニーズの違いに配慮した避難所運営のために、女性の参画を推進します。
地域防災活動等における男女共同参画の推進	地域で行う消火、防災、救急訓練などの立案の際に、男女共同参画の視点が反映されるよう推進に努めます。

### 3 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

#### 《現状と課題》

ひとり親家庭では、一人の親が仕事とともに子育てや家事もこなさなければならず、さまざまな困難が発生します。また、女性は男性に比べ高齢期になると、男女の年金格差等により経済力が一般的に弱い傾向があり、生きがいを持って生活をしていくための取組みが必要です。また、障がいがあること、外国人であること、LGBTQ+であることなど社会的不利な立場に置かれやすい人が、女性であることや性的少数者であることを理由にさらに複合的な困難を抱えることがないように、就労に対する支援や人権擁護の取組みも必要です。

本町においては、ひとり親家庭等の世帯は増加傾向がみられます。経済力の弱い女性が貧困などの困難に陥った場合や貧困による子どもの教育格差が問題になっており、これらの困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備を図っていく必要があります。

#### 《具体的施策》

##### ①ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭が、社会的、経済的、精神的に家庭生活が安定できるよう環境を整備し、自立支援を進めます。

事業名	事業内容
ひとり親家庭への情報提供	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、実施している各種支援事業について、必要な人に情報が届くよう周知徹底に努めます。
相談窓口の周知	ひとり親家庭の親が抱える悩みを解決するため、相談ができる窓口の周知に努めます。

##### ②高齢者等の社会参加と自立の促進

高齢者が住み慣れた地域で社会との係わりを持ち続けられるよう、性別にかかわらず、一人ひとりが自立し、能力を発揮できる環境づくりをすすめます。

事業名	事業内容
高齢者の社会参加の促進	シニアクラブなどの活動を支援するとともに社会参画のための意識啓発を行います。また、雇用の場としてシルバー人材センターの運営支援を行います。
高齢者の自立支援策の充実	高齢者が生きがいを持って自立した生活を送れるよう介護予防および生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。

## ③ 障がい者への施策の推進

障がいのある人の性別で異なるニーズに配慮しつつ、久山町障がい者計画に基づき、すべての人がともに生活し、活動できる社会への取り組みを進めます。

事業名	事業内容
様々な人に対応できるノーマライゼーションの考え方の啓発	様々な人が過ごしやすい社会環境をつくるために、広報やHPによりノーマライゼーションの考え方の啓発に努めます。
障がいのある人の自立支援策の充実	久山町障がい者計画・障がい福祉計画に基づき、サービス等が必要とする人が、有する能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活が営めるような施策の充実を図ります。

## ④ 配慮を必要とする人への支援

社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう性別で異なるニーズに配慮した適切な支援を進めます。

事業名	事業内容
配慮を必要とする人への支援	LGBTQ+や外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など社会的に不利な立場で困難を抱える人々の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。

## 目標3

## 誰もが能力を発揮し、活躍できる環境づくり

(※久山町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画)

## 1 働く場における男女共同参画の推進

## 《現状と課題》

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済的自立は暴力等による困難な状況から抜け出す重要な鍵ともなります。さらに、性別に関わりなく働きたい人すべてが、その能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができる環境づくりは、持続可能で活力ある社会の実現に大きく貢献します。

働く場においては、育児休業や介護休業をはじめとした様々な両立支援制度が整備されてきました。しかし、結婚や妊娠、出産、育児、介護等を機に離職するのは女性の方が多く、また、長時間勤務となる厳しい労働環境が男性の家事・育児・介護へ関わることを妨げている現実があります。

町民意識調査の結果(図表7)をみると、働き続けたい女性が仕事をもち、働き続けるために必要なこととして、「保育所や学童保育など、子供を預けられる環境の整備」(82.9%)が最も高い割合となっています。

このように女性への家事負担や就労環境上の問題により、働きたくても働けないという現状があるため、女性が継続して就労できるよう、多様な働き方を可能とする環境整備が求められています。

性別を理由とする差別的扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取り扱いやハラスメントに対し、事業主は対策・防止策をとる義務が均等法等で定められています。また、令和2(2020)年には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となるなど各種ハラスメントの防止対策が強化されています。女性の職業生活における活躍の推進には、適正な処遇や労働条件が確保される環境が必要であり、事業所をはじめ関係方面からの協力のもとに環境づくりを行うことが重要です。

## 《具体的施策》

## ① 事業所等における男女共同参画の推進

事業所等に対して、女性活躍推進に主体的に取り組み、法令順守を図ることができるよう、労働に関する法律や制度について情報提供や啓発に努めます。

事業名	事業内容
事業所等への啓発・情報提供	事業所や商工自営業主等へ男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関係機関と連携し情報提供や啓発を行います。

## ② 女性の活躍推進

女性の活躍推進に向けた情報提供に努めます。

事業名	事業内容
女性の再就労に対する支援	結婚、出産、介護等の理由で離職した女性や再就職を希望する人のために、支援についての情報を提供します。
起業に関する情報提供	起業の考え方に必要な基礎知識や女性起業家向けの情報を提供します。
能力発揮のための情報提供	女性が職場において能力を十分に発揮できるよう、能力開発や学習に関する機会の情報提供を行います。

## ③ ハラスメント防止対策の推進

職場におけるセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止し、性別に関わらず気持ちよく働けるような職場環境づくりの啓発に取り組みます。

事業名	事業内容
企業におけるハラスメント防止の推進	各事業所に、女性労働者の就業環境が害されることがないように、ハラスメントの防止を図るよう促します。
広報等によるハラスメント防止の啓発	町広報によるハラスメント防止についての啓発を行います。
相談窓口の周知	相談窓口の周知を図ります。

※ハラスメント…他の人を不快にさせる言動のことで、対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、能力発揮を妨げ、生活への深刻な影響を与えるものです。

## ④ 職場における就労環境整備

働くすべての人が安心して仕事ができるよう、子育てや介護について考え、性別に関わらずともに協力し合うよう意識啓発に取り組みます。

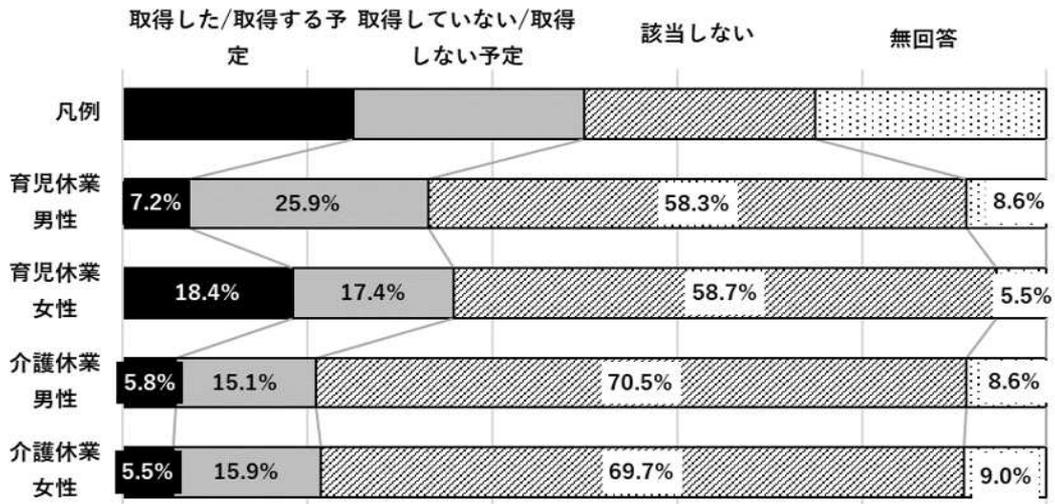
事業名	事業内容
育児・介護休業制度の啓発	町内各事業所へ育児・介護休業制度の定着に向けた取り組みに対する啓発に努めます。男性の育児休業取得についての社会的認知を広めるため、町職員の育児・介護休業取得を促進します。
就労に関する相談窓口の周知	関係機関が実施している雇用関連相談窓口の周知を行います。
特定事業主行動計画に基づく支援	本町では、女性の多様な職務機会の付与を行い、能力向上のための研修に参加させるなど、女性職員の意識向上を図り、計画的な人材育成やキャリア形成支援に努めます。

《成果指標》

成果指標	現状	目標
町民の育児休業取得率	13.8%	30.0%

育児、介護休業制度の取得

(N = 340)

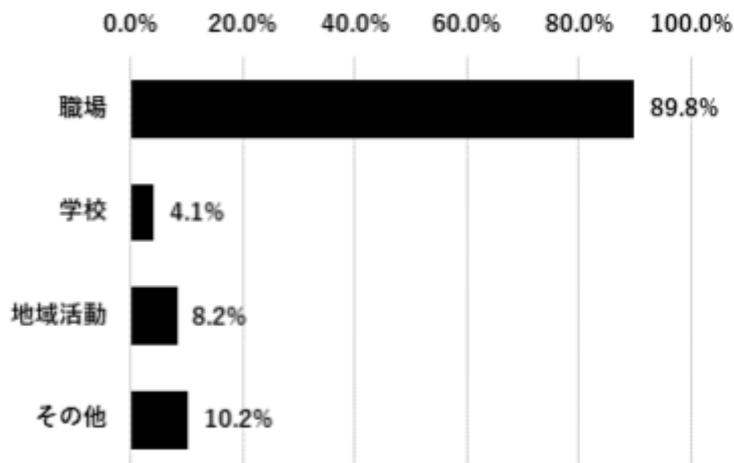


選択項目	育児休業			介護休業		
	18~30歳代	40・50歳代	60・70歳以上	18~30歳代	40・50歳代	60・70歳以上
取得した/取得する予定	25.3%	14.8%	1.1%	5.5%	8.1%	1.1%
取得していない/取得しない予定	9.9%	30.2%	14.0%	1.1%	21.5%	17.2%
該当しない	60.4%	49.7%	73.1%	85.7%	63.1%	68.8%
無回答	4.4%	5.4%	11.8%	7.7%	7.4%	12.9%

資料：令和4（2022）年 町民意識調査

セクハラを受けた場所

(N = 55)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

## 2 仕事と家庭が両立できる環境の整備

### 《現状と課題》

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、また、少子高齢化による労働力不足が懸念される現在においては、従来の職場中心の働き方の見直しが求められています。そのためには、性別に関わらず働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できる環境であることが重要です。

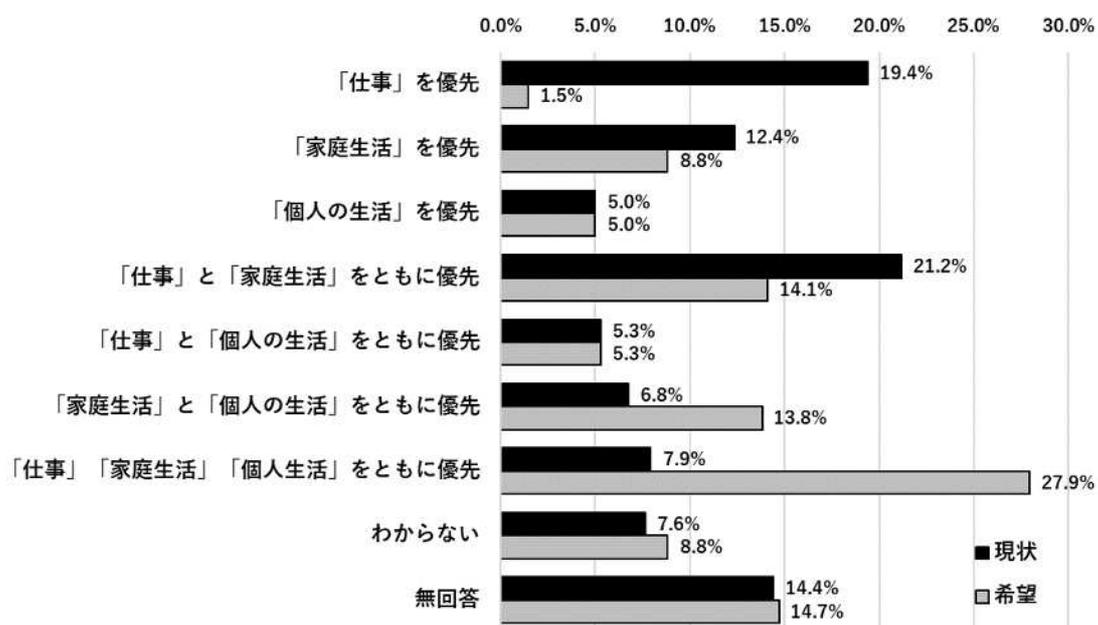
平成 25 (2013) 年 4 月に「子ども・子育て支援法」が施行され、法に基づき「久山町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しており、子育て相談体制の充実、きめ細かな保育の拡充、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備、住宅環境の整備等を進めています。

町民意識調査の結果をみると、現状について「仕事」と「家庭生活」とともに優先」「仕事」を優先」が多く、仕事が優先の傾向が高くなっており、性別では、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」が多く、年代別では、40・50 歳代で「仕事」が多くなっています。一方、希望では、「仕事」「家庭生活」「個人生活」とともに優先」が最も多く、バランスを取りたいが、現状では実現できていない状況が見られます。

様々なライフスタイルに応じた、職業生活と家庭・地域生活の両立に向けた啓発や、家事・子育て・介護等を男女が共に担うことができるよう支援を行うとともに、地域社会においても、子どもが健やかに育つように、地域の大人と子どもの交流を図り、地域ぐるみで見守るための環境整備に努めます。

生活の中での優先度(「現状」と「希望」の比較)

(N=340)



資料：令和 4 (2022) 年 町民意識調査

## 《具体的施策》

### ① 仕事と生活の調和の推進

町民の一人ひとりや個々の事業所が、それぞれの立場でワーク・ライフ・バランスへの実現に向けて取り組むよう、啓発を進めていきます。

事業名	事業内容
ワーク・ライフ・バランスの勧め	各事業所、町民に向けて、ワーク・ライフ・バランスについて広報や啓発を行います。
企業・事業所の地域活動への理解促進	事業所や企業に対して、地域活動に参加する従業員への配慮を啓発します。

※ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のことをいい、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

### ② 子育て家庭への支援

性別に関わらず子育てへの責任を担い、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て環境や各種支援制度の充実を行い、男女共同参画の視点で体制づくりに努めます。

事業名	事業内容
包括的な子育て支援	子育て世代包括支援センターを中心とした関係機関の連携による妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援を進めます。
子ども・子育て支援事業の実施	子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育および子育て支援を男女共同参画の視点ですすめます。

### ③ 介護をする人への支援

介護責任のある人や介護を要する人に関わる人が、年齢や性別を問わず、無理なく介護に参加できるよう支援します。

事業名	事業内容
介護に関する相談窓口の周知	相談窓口について、必要な人に情報が届くよう周知啓発に努めます。
高齢者向け介護サービスの充実	年齢や性別に関わらず介護を担い、無理なく介護に参加できるよう、高齢者向け介護サービスの充実に努めます。

## 《成果指標》

成果指標	現状	目標
「現状」と「希望」の優先度の差（最大値）	20.0 ポイント	15.0 ポイント

### 3 農林・商工業等の自営業における女性が働きやすい環境の整備

#### 《現状と課題》

農林業、商工自営業に従事する女性の多くは、従事者としてのみならず、加工、販売など幅広い分野において主要な担い手となっています。一方、仕事以外の家事・育児・介護なども担っており、仕事と家庭の両立という点においても厳しい状況におかれているといえます。さらに、経営や事業運営の方針決定も男性中心に行われることが多いなど、女性の果たす役割が十分認識、評価されていない状況にあります。

本町の年齢別農業従事者数をみると、「男性」が153人、「女性」が121人と女性の割合は4割程度となっています。

今後は、女性が果たしている役割に見合う評価を受け、女性が対等なパートナーとして能力を發揮し、自らの意志に応じて生き生きと暮らせる社会の形成が求められています。あわせて、農業委員等として決定方針の場へ参画する女性は限られるため、女性自身の社会への参画意識を高めるとともに、男性を含めた地域や団体の意識改革を図ることが必要です。

#### 農林業経営体数

(単位：経営体)

	農林業経営体				農業経営体			
	個人経営	団体経営	法人経営		個人経営	団体経営	法人経営	
久山町	129	9	2		124	4	2	
福岡県	28,663	1,245	913		28,375	1,136	871	

注) 農林業経営体とは、農業・林業の調査単位(世帯、事業所など)

資料：福岡県農林業センサス(2020年)

#### 年齢別農業従事者数(個人経営体)

(単位：人)

	全体	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
全体	274	18	19	19	48	81	55	34
男性	153	11	12	12	25	43	31	19
女性	121	7	7	7	23	38	24	15

資料：福岡県農林業センサス(2020年)

### ≪具体的施策≫

#### ① 農林業における男女共同参画の促進

多様な働き方を見据えた農業に関わる人材の確保に取り組みます。

事業名	事業内容
多様な農業従事者の確保	多様な農業従事者の確保を図るため、専業・兼業に関わらず男女ともに従事しやすい農業の生産環境づくりを進めます。

#### ② 商工自営業における女性の就労環境整備

商工自営業において重要な担い手として、女性の労働の適切な評価と働きやすい環境づくりに努めます。

事業名	事業内容
働きやすい職場づくりの推進	性別に関わらず働きやすい環境の整備を支援するため、男女雇用機会均等法など労働に関する制度の周知・普及に努めます。
研修会等の周知	自営業の女性の経営管理能力のさらなる向上を図るため、県が実施する研修会等をHP等で周知します。

#### 町民の声（町民意識調査より）

- 男性に積極的に家事・育児に参加してほしいが、労働時間の短縮等で収入が減ってしまうのが現状である。男性の方が収入が多いので、金銭的なサポートがほしい。
- 女性の正社員はやはり子どもがいると病気等で休まなくてはいけない時が多いが、それが取得しにくい環境であると感じる。
- 男性が育児や介護を行うことに対する理解や支援制度も充実させ、男女が同じ条件で評価を受けられるような環境が必要だと思います。
- 女性が活躍できる職場環境となるのに必要なのは、育児・介護等と仕事を両立した時、仕事だけに集中している従業員と同程度の成果は出せなくて当然という意識を全員に浸透させる。両立している従業員に求める仕事の質・量を減らすことだと思う。

**目標4 誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり****1 生涯を通じた健康支援****《現状と課題》**

心身ともに生涯を通じて健康であるためには、性別に応じた健康づくりの取組が重要となります。性別によってかかりやすい病気の状況が異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、個人のライフステージに応じた健康づくりの取組が必要です。

女性には、生理や更年期など生涯を通じて、男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面します。また、男性においては、女性に比べ飲酒、喫煙などの生活習慣病の原因となる習慣を持つ人の割合が高いことや、様々な悩みを抱えても、誰かに相談することもなく悩みが深刻化しがちなことが指摘されています。

こうした問題の重要性に留意し、性で異なる身体的特徴を十分理解し、一人ひとりが自分の健康に関して正しい情報を得て、認識を深めていくとともに、自ら主体的に自己管理し、心身の健康を保持・増進できるような体制を整備することが必要です。久山町は九州大学と提携をしている「生活習慣病予防健診」により、日頃から健康への意識啓発が進んでいます。今後も、町民一人ひとりのニーズにあった健康支援に努めます。

一人ひとりが性別で異なる身体的特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成において大前提であり、性と生殖に関する健康と権利については、女性の人権の一つとして理解を深める必要があります。

小中学校における性教育に関しても、生命尊重、人権尊重、男女平等など正しい知識を学ぶことにより青年期になったとき、より豊かな人生の選択ができると思われれます。児童生徒の発達段階により、性に関する正しい知識を教育し、自ら考え判断する意思決定能力を身につけ、望ましい行動ができるよう意識啓発が重要です。

## 《具体的施策》

### ① 生涯にわたる健康支援

女性のライフステージに応じた健康対策や母子保健対策を推進します。また、性別に関わらず、自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう疾病予防や対策等に取り組みます。

事業名	事業内容
母性保護の視点にたった妊娠・出産期の支援	母性保護の視点にたった妊娠・出産期の支援を行い、一貫したサービスが受けられるよう情報の提供に努めます。
成人期、高齢期における健康づくり支援	情報発信や健康増進活動の拡大により健康への関心を高めるとともに、生活習慣病予防健診、がん検診の受診の推進、健康教育や健康セミナー等の実施により、健康づくりの支援を行います。
健康に関する相談の充実	窓口相談、電話相談、訪問事業などの健康相談窓口を充実させます。

### ② 「性と生殖に関する健康・権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

女性自身が性や生殖についても自分らしさを大切に自己決定できるような啓発や情報提供に努めます。また、学校教育を通して、若い世代に、命の大切さや性についての正しい理解を深める取り組みを行うとともに相談体制をととのえます。

事業名	事業内容
「性と生殖に関する健康・権利」の啓発	「性と生殖に関する健康・権利」に関して、分かりやすい解説で、啓発を行います。
HIV/エイズや感染症に関する啓発	HIV/エイズや感染症などの予防について、正確な情報提供と継続的な啓発に努めます。
小中学校における性教育の推進	生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて生命の大切さを理解し、互いの性を尊重するような教育に努めます。
各教育機関の相談体制の充実	小中学校にスクールカウンセラー等を配置し、思春期の悩みや相談に応じるための体制を整えます。

※「性と生殖に関する健康と権利」…人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべてが、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを意味し、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなどを決めることが自由に選択でき、また自ら決定する権利のことをいいます。

## 2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援(※久山町配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画)

### 《現状と課題》

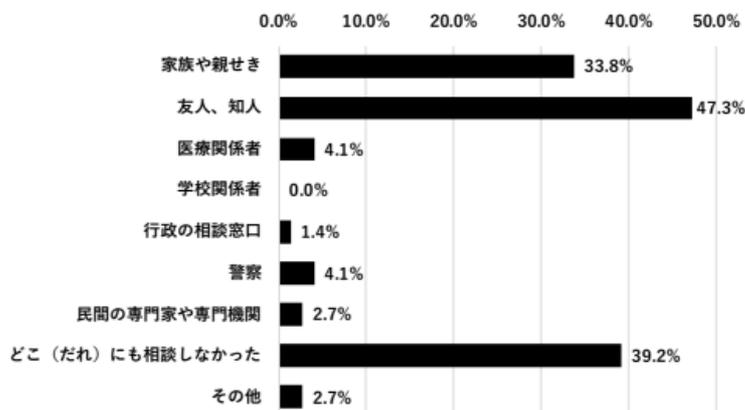
暴力は基本的人権を侵害するものであり、生命や身体を脅かす犯罪となる行為も含み、ゆるされるものではありません。DV防止法では、配偶者等からの暴力の防止と被害者への自立支援を含めて適切な保護を図ることを地方公共団体の責務としており、そのための基本計画の策定を努力義務としています。DV（ドメスティック・バイオレンス）は、夫婦や恋人などの関係で起こる暴力で、恋人間の暴力を「デートDV」といいます。DV防止法は、婚姻関係になくとも住居を共にしている場合にも適用されます。DVは親しい関係で起きるため、被害者も加害者も暴力と認識しないままに潜在化する傾向があり、第三者の介入が重要となります。被害者の多くは女性であり、暴力を加えることは、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。

町民意識調査の結果（図表8）をみると、配偶者や交際相手からの被害経験者は「言葉による暴力のいやがらせ、無視などの精神的暴力」では約2割、「なぐる、蹴る等の身体的暴力」では約1割弱にのぼります。しかし、誰にも相談しなかった人は4割で、相談した人の相談先も親族や知人が主です。被害者や周りの人がDVと認識するために啓発を進めるとともに、被害者を支援するための体制の充実が求められます。

DVは児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生する場合もあり、庁内外の関係機関等の有機的な連携の元に防止と被害者支援を進めることが重要です。また、近年「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等、虐待防止に関する法律が制定されており、社会的に弱い立場にある児童や高齢者等が、女性という理由でさらに虐待を受けることがないように、防止対策が必要です。

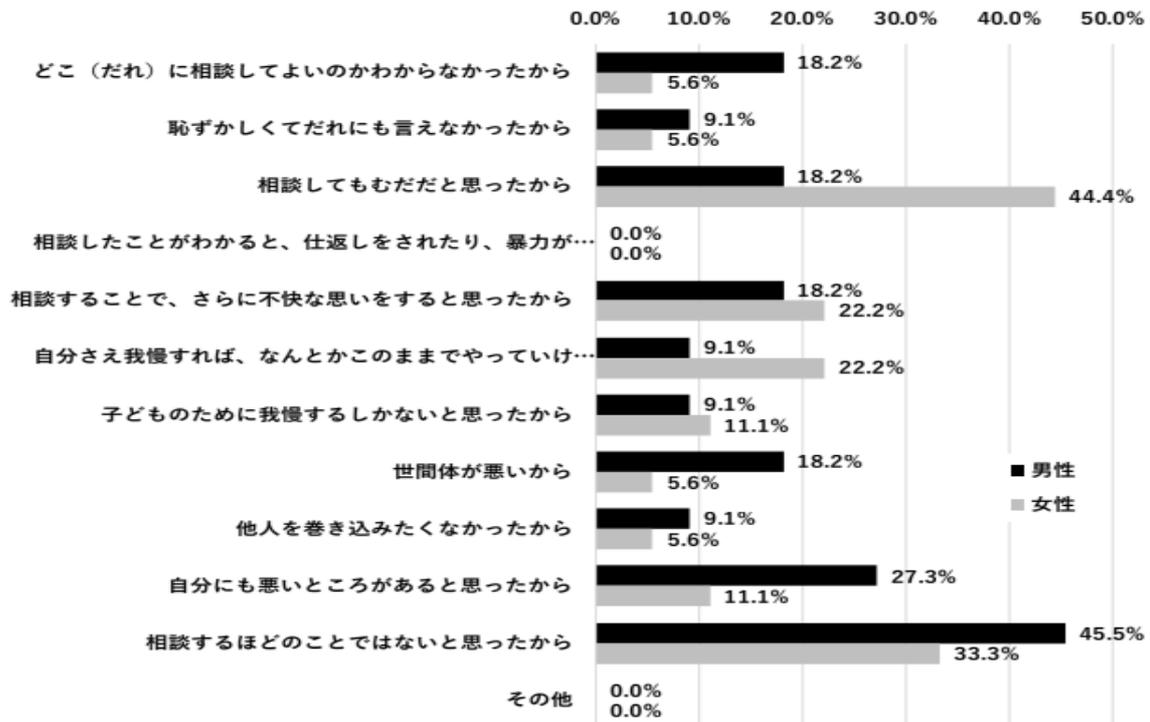
さらには、性犯罪をはじめとする性暴力についても、男性優位の意識や男女の経済力の格差など社会的な構造があります。これらの暴力の根絶に取り組むために男女共同参画の視点で、女性や子どもを守る環境整備に努め、地域社会と連携して犯罪に遭いにくい生活環境づくりを進めていかなければなりません。

暴力体験があった人の相談先



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

誰も相談しなかった理由(性別)



資料：令和4（2022）年 町民意識調査

《具体的施策》

①DVの予防のための啓発

暴力が、重大な人権侵害であることの理解認識を求め、あらゆる暴力を防止するための啓発と環境づくりに努めます。

事業名	事業内容
あらゆる暴力防止に向けた啓発活動の充実	人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図るため、広報やHP等を通じて啓発活動に努めます。
DV防止の理解促進	民生委員等の福祉関係者は、相談業務や対人援助業務を行う中で、配偶者からの暴力等を発見しやすい立場にあることから、DVに関する情報の提供や研修の実施などによりDV防止に対する理解促進を図ります。
行政職員のDVに関する理解の促進	DV問題に対する理解を深めるとともに、迅速・的確な対応を図るため、職員に対しての研修を実施し、DVに関する理解促進に努めます。

## ②被害防止体制の構築

被害者やその周りの人が相談しやすい窓口を充実するとともに、窓口を周知します。

事業名	事業内容
専門相談窓口の周知促進	DVやセクシャル・ハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門窓口である「かすや地区女性ホットライン」が活用されるよう、広報やHP等を通じて啓発、または各公共施設に配布し情報の提供を行います。その他、福岡県では、男性や性的少数者のための専用相談窓口を開設しており、これらに関する情報の提供も行います。

## ③被害者支援施策の充実

DV被害の早期発見による被害拡大を防止し、被害発覚後の被害者の保護等に関しては、県や関係機関と連携を図るなどし、きめ細やかな支援を行うよう努めます。

事業名	事業内容
DV被害者への速やかな支援・保護	庁内における相談体制の充実を図り、配偶者暴力相談支援センター、福岡県女性相談所、粕屋保健福祉事務所、警察、民生委員等との連絡を密にしてDV被害者に対して迅速・的確な支援を行うよう努めます。また、被害者の保護については、関係機関と緊密な連絡をとり安全の確保等に配慮しつつ対応に努めます。
DV被害者への配慮と対応	被害者の立場に立った適切な対応を推進します。
DV被害者による児童虐待への防止	DVと児童虐待は深く関連しているため、児童虐待の早期発見や適切な支援が、DV防止につながることを考慮し、児童相談所および警察との連携に取り組みます。
警察・病院等の関係機関との連携	相談や訪問活動、通報によりDVが発見された際には、警察・病院や福祉事務所とも連携をとり速やかに対応するよう努めます。

## ④虐待防止のための支援

児童や高齢者、障がい者等に対する虐待の防止と被害者支援においては、男女共同参画の視点をふまえて、関係各課で連携しながら体制を整えます。

事業名	事業内容
虐待防止のための意識啓発	広報等を活用し、虐待防止のための意識啓発に努めます。
虐待防止の相談窓口の充実	虐待防止の相談窓口の周知を行うとともに、相談窓口の充実に努めます。

早期発見、早期防止の対策	虐待の早期発見および早期防止の体制を整えます。
虐待発生時の外部機関との連携	虐待が発生した場合速やかに問題解決するよう、児童相談所等の県の機関との連携に努めます。

## ⑤ 性暴力等への対策の充実

性犯罪をはじめとする性暴力について、社会の認識を高め、発生を予防・根絶するための意識啓発を推進します。

事業名	事業内容
性暴力根絶のための啓発	性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、性暴力根絶に向けたチラシの配架など、広報啓発を行います。
学校・家庭・地域との連携による被害防止の環境づくり	指導主事や臨床心理士などを配置し、学校・家庭・地域との連携を図りながら被害を防ぐための環境づくりを行い、性犯罪にまきこまれないよう意識の啓発に努めます。
防犯組織の形成と、非行防止のためのネットワークづくり	校区安全対策委員会において、防犯上の危険個所について共通認識を図り、対策に努めます。
警察との連携による防犯意識の啓発	警察との連携を図りながら青少年補導委員によるチラシ等の配布を行い、防犯意識の啓発に努めます。
性犯罪・買売春に対しての情報提供	教職員に対して、性犯罪等に関する情報提供を行い、知識や理解を深めるとともに、児童・生徒の保護者へ情報を提供するよう取り組みます。
性暴力被害者の相談体制	性暴力被害者支援センター・ふくおか等関係機関の情報提供を行います。また、被害者が必要な相談を受けられるよう関係機関と連携をとりながら相談体制を整えます。

## 《成果指標》

成果指標	現状	目標
DVに関する相談窓口の認知率	—	60.0%

## 第5章 計画の推進にあたって

### 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するには、家庭や学校、地域、事業所などの問題として広範多岐にわたっているため、すべての施策において男女共同参画の視点を反映させる必要があります。また、すべての施策において男女共同参画を推進するためには、全課が情報や知識を共有する必要があるため、庁内での連携強化に努めます。

- ・男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、庁内体制の構築・充実を図ります。
- ・「久山町総合計画」を筆頭に、久山町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- ・国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換を行い、連携を深めます。
- ・男女共同参画の推進についての相談や、施策に関する意見などに対応するための連携体制づくりを推進します。

行動主体	内容
庁内組織	男女共同参画を推進するため、課長会を活用し、計画についての取り組みを検討し、施策を実施します。
行政職員	男女共同参画の視点をふまえた行政運営を図るため、全職員に向けた男女共同参画に関する情報の共有を行います。

# 資料編

---



○久山町男女共同参画基本計画策定委員会への諮問書



4 久総発第 373 号  
令和 4 年 10 月 28 日

久山町男女共同参画基本計画策定委員会  
委員長 倉富 史枝 様

久山町長 西 村 勝

久山町男女共同参画基本計画策定について（諮問）

久山町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱（29 久山町告示第 19 号）第 2 条に規定する久山町男女共同参画基本計画の策定について、貴委員会へ諮問いたします。

○久山町男女共同参画基本計画策定委員会からの答申書



令和5年3月23日

久山町長 西村 勝 様

久山町男女共同参画基本計画策定委員会  
委員長 倉 富 史 枝

久山町男女共同参画基本計画について（答申）

令和4年10月28日付4久総発第373号で諮問を受けた久山町男女共同参画基本計画について、久山町男女共同参画基本計画策定委員会において慎重に調査、審議の結果、下記の意見を付して、別添「第2次久山町男女共同参画基本計画案」をもって答申します。

各施策の実施にあたっては、久山町男女共同参画基本計画の基本理念の実現に向け、町長を中心として庁内の連携・協力を蜜にし、総合的に推進されるよう庁内推進体制の充実を図ってください。

## ○久山町男女共同参画基本計画策定に係る策定経過

期日等	会議等	内容
令和4年10月28日	第1回久山町男女共同参画基本計画策定委員会	○諮問 ○久山町男女共同参画基本計画策定の趣旨説明
令和4年11月	町民意識調査	○男女共同参画社会に関する住民意識調査の実施
令和4年12月20日	第2回久山町男女共同参画基本計画策定委員会	○アンケート結果の報告 ○計画骨子案について ○計画の基本理念について ○基本目標及び基本施策について
令和5年2月28日	第3回久山町男女共同参画基本計画策定委員会	○具体的施策について
令和5年3月13日 ～3月20日	パブリックコメント（意見募集）実施	
令和5年3月23日	答申	

## パブリックコメント（意見募集）について

- 意見募集期間 令和5年3月13日～令和5年3月20日
- 意見の結果 寄せられた意見はありませんでした。

## ○久山町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	所属
委員長	倉富 史枝	NPO法人福岡ジェンダー研究所 理事
委員	平田 盛男	行政区区長
委員	原嶋 泰康	人権擁護委員
委員	石橋 光代	民生委員児童委員
委員	荒牧 美穂	教育委員会委員
委員	桑原 健太郎	久山町商工会 理事

## ○久山町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

平成29年5月23日久山町告示第19号

改正 平成31年3月28日告示第21号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画基本計画を策定するため、久山町男女共同参画基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は久山町男女共同参画基本計画(以下「計画」という。)の策定その他に関し必要な事項を協議する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 1名以内
- (2) 公募による町民 2名以内
- (3) 各種団体の代表者等 6名以内
- (4) その他町長が適当と認める者 1名以内

3 前項第2号の公募による町民の選考については、久山町男女共同参画基本計画策定委員会委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において選考することとする。

4 前項に掲げる選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 健康課長
- (4) 福祉課長
- (5) 教育課長
- (6) 町民生活課長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了をもって満了とする。

2 計画の見直しを行う場合も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報償)

第7条 委員の報償については、第3条第2項第1号に該当する委員については、1回につき1万円と

する。

- 2 第3条第2項第2号から第4号に該当する委員については、久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年久山町条例第3号)に基づき、費用弁償を支払うものとする。

(作業部会)

第8条 作業部会は、委員会の必要に応じて置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日告示第21号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号  
同一一年一二月二二日同第一六〇号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

##### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

##### （法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### （年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

##### （男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

##### （都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定め

るものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たったの配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

二 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

四 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

五 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

（以下略）

## ○配偶者からの暴力の防止及び

### 被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)  
最終改正：令和四年六月一七日法律第六十八号

#### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

#### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合において、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

##### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の

都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

##### （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

る。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その

他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身近につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り

- 得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）を、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に

- ける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。  
（保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認められる場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。  
（保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったとき

に限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達がある

あるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二章及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目

途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定  
公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## ○女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

### 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生

労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申

請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤

務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事

務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると

認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力

を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十九年三月三十一日法律第一四号）抄  
（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二及び三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄  
（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄  
（施行期日）

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

---

## 第2次久山町男女共同参画基本計画

令和5年3月

<発行>

久山町 総務課

〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原 3632 番地

電話:092-976-1111

---